

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

第4回定例会
東京都台東区議会会議録
(第14号 令和7年12月3日(水))

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和7年 東京都台東区議会会議録（第14号）
第4回定例会

○12月3日（水）

（以下敬称略）

出席議員（32名）

1番	石原喬子	2番	大浦美鈴
3番	押野健	4番	弓矢潤
5番	大貫はなこ	6番	中村謙治郎
7番	吉岡誠司	8番	高橋えりか
9番	鈴木昇	10番	村上浩一郎
11番	岡田勇一郎	12番	田中宏篤
13番	松村智成	14番	中澤史夫
15番	青鹿公男	16番	本目さよ
17番	木村佐知子	18番	風澤純子
19番	伊藤延子	20番	望月元美
21番	石川義弘	22番	松尾伸子
23番	寺田晃	24番	早川太郎
25番	富永龍司	26番	中嶋恵
27番	秋間洋	28番	高森喜美子
29番	石塚猛	30番	太田雅久
31番	小坂義久	32番	青柳雅之

欠席議員なし

欠員なし

出席説明員

区長	服部征夫	副区長	野村武治
副区長	梶靖彦	教육長	佐藤徳久
技監	赤星健太郎	企画財政部長	関井隆人
総務部長	小川信彦	危機管理室長	杉光邦彦
区民部長	前田幹生	文化産業観光部長	上野守代
福祉部長	三瓶共洋	健兼台東保健所長	水田渉子
環境清掃部長	遠藤成之	都市づくり部長	寺田茂

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

土木担当部長	原島 悟	会計管理室長	内田 圓
教育委員会次長	佐々木 洋人	企画課長	川田 崇彰
財政課長	高橋 由佳	区長室長	浦里 健太郎
総務課長	福田 健一		

区議会事務局

事務局長	鈴木 慎也	事務局次長	櫻井 敬子
議事調査係長	吉田 裕麻	議会担当係長	女部田 孝史
書記	藤村 ちひろ	書記	関口 弘一
書記	塚本 隆二	書記	遠藤 花菜

議事日程

日程第1 第 95号議案 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

日程第2 第 96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 第 97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 第 98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 第 99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第 100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 第 101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 第 102号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 一般質問

追加議事日程

追加日程第1 教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方について

追加日程第2 第 96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 第 97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第4 第 100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の一部を改正する条例

追加日程第5 第 98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第6 第 99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

追加日程第7 第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 1時00分 開議

○議長（石川義弘さん） ただいまから、本日の会議を開きます。

あらかじめ会議の時間の延長をいたしております。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第136条の規定により、

19番 伊藤延子さん

20番 望月元美さん

をご指名いたします。

○議長（石川義弘さん） 事務局長に諸般の報告をさせます。

なお、報告については、既に書類をもって送付をしておりますので、内容等の朗読は省略いたします。

（鈴木事務局長報告）

○議長（石川義弘さん） これより日程に入ります。

日程第1から第8、第95号議案、東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例外7件を一括して議題といたします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

副区長。

（副区長野村武治さん登壇）

○副区長（野村武治さん） ただいま上程されました第95号議案から第102号議案までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、第95号議案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営の基準を定めるものでございます。

次に、第96号議案及び第97号議案は、区長、副区長及び教育長の給料及び期末手当の額を改定するものでございます。

次に、第98号議案は、本年10月14日に特別区人事委員会から提出された職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給与の改定を行うものでございます。

次に、第99号議案は、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものでございます。

次に、第100号議案は、議員の報酬及び期末手当の額を改定するものでございます。

次に、第101号議案は、本年10月14日に特別区人事委員会から提出された職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、幼稚園教育職員の給与の改定等を行うものでございます。

次に、第102号議案は、内閣府令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、8議案につきましては、よろしくご審議の上、いずれも可決賜りますようお願い申し上げます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石川義弘さん） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

ただいま上程されました議案のうち、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見聴取が必要なものについては、議長において手続を取りました結果、回答がありましたので、事務局長に報告させます。

（鈴木事務局長報告）

7 特人委給第633号

令和7年12月2日

台東区議会議長 石川義弘様

特別区人事委員会委員長 松原忠義

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（回答）

令和7年11月27日付7台議第346号により意見聴取のあった下記条例案について、異議ありません。

記

第98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石川義弘さん） おはかりいたします。

日程第1、第95号議案及び日程第8、第102号議案については、子育て・若者支援特別委員会に、日程第2、第96号議案から日程第6、第100号議案までについては、企画総務委員会に、日程第7、101号議案については、区民文教委員会にそれぞれ付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、日程第1及び日程第8については、子育て・若者支援特別委員会に、日程第2から日程第6までについては、企画総務委員会に、日程第7については、区民文教委員会にそれぞれ付託することに決定いたしました。

議案付託表（令和7年12月3日・第4回定例会）

子育て・若者支援特別委員会

日程第1 第95号議案 東京都台東区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

日程第8 第102号議案 東京都台東区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

企画総務委員会

日程第2 第96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

日程第3 第97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 第98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 第99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

区民文教委員会

日程第7 第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（石川義弘さん） 日程第9、一般質問を行います。

一般質問の発言通告がありますから、順次これを許可いたします。

28番高森喜美子さん。

（28番高森喜美子さん登壇）（拍手）

○28番（高森喜美子さん） 自由民主党の高森喜美子でございます。令和7年第4回区議会定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

今回は危機管理をテーマに3つ質問をいたします。

初めに、危機管理としての公益通報についてお伺いいたします。

公益通報者保護法改正における本区の取組についてです。公益通報者保護法は2004年6月18に公布され、2006年4月1日から施行されました。この法律がつくられましたきっかけとなったのは、2000年頃に相次いで起こりました食品偽装や自動車のリコール隠しなどが企業の内部告発によって発覚し、問題が明るみに出たためです。過去には内部告発をした労働者が不利益な扱いを受けたり、解雇された事例もありました。トラック業界の不正を告発した元社員が30年以上も不当な扱いを受けたケースもありました。公益通報者保護法は企業などの組織内で不正行為が行われている場合に、それを外部へ通報した労働者、公益通報者を、解雇や降格などの不利益な扱いから保護することを目的としています。また、企業や公官庁の不正が国民の健康や安全、財産に危機を及ぼすことを防ぐことを目的としております。この法律によって通報者は安心して不正を告発できるようになり、通報が社会にとって価値あることとの認識が高まるとともに、企業の社会的責任意識の高まりにもつながってきました。

その後、幾つかの課題に対応するため、2022年6月1日施行の法改正があり、事業者に適切な内部通報体制の整備が義務づけられ、通報者への不利益な取扱いの抑止や救済の強化、通報対応の担当者に守秘義務が課されました。また、各地方自治体は調査の結果、通報対象の事実またはそのほかの法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに法令に基づく措

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

置、その他適切な措置を取ることが明記されました。また、通報対象者が退職後1年以内の人や役員も対象となるなどの改正も図られました。もちろん国や地方自治体にも適用され、条例や要綱を定めて運用をされております。

昨年は某県知事の不祥事が連日報道され、公益通報者保護についても議論があり、適切に運用されたのかが問題になりました。本区の運用については、木村議員から令和6年決算特別委員会の総括質問で触れられましたが、その後今年に入り、6月4日に法改正が成立し、11日に公布され、1年6か月以内の施行が見込まれることとなりました。2025年の改正は、公益通報者の範囲にフリーランスを追加し、公益通報を阻害する要因への対処として、公益通報をしないよう合意を求めることが通報者を特定するような行為が禁止されます。内部通報体制の整備が義務化され、実効性を高めるため、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰が追加されました。このように公益通報等理由とした不利益な取扱いに対する罰則が新設されたのです。また、内部通報制度の周知徹底が義務と明記されました。

私は平成25年の第2回区議会定例会の一般質問で、住民からの公益通報も受け止めるべきと質問いたしました。それは大阪市立桜宮高校バスケットボール部の顧問教師による体罰を苦に男子生徒が自殺してしまったという事件があったからです。事件の1年ほど前に、市役所に桜宮高校で体罰があるので、何とかしてほしいとの通報があったのですが、通報を受けた職員は教育委員会指導課に連絡、連絡を受けた指導課職員は桜宮高校の校長と職場が同じだった経験のある人だったので、校長に連絡します。すると、校長はそんなに心配することはない答えたため、その通報は生かされなかったのです。

最近では、内部統制制度に基づく取組も進み、組織の報告・連絡・相談などの基本や法令遵守、効果的かつ効率的な環境が整ってきているとは思いますが、本区で運用されている要綱については、区民からの通報も受理する仕組みとして見直し、台東区公益通報者保護条例として定めるべきと考えますが、いかがでしょうか。区長のご所見をお聞かせください。

また、公益通報者保護法に定められた実効性の確保は、文書に書いた内容を研修で知らせるだけでは不十分で、組織内部の不正に気づいたときの通報はどうしたらいいのか、そして通報を受けた総務課はどのような手順で、誰が何をするのかシミュレーションし、実効性の確保を明確にすべきです。危機管理の事案であることから、いつ起るか分からない事象についての取組は難しいと思います。しかし、対応を誤ると、より深刻な事態になることが想像されます。台東区において年に一度程度、通報をする際、受ける際のシミュレーションをし、訓練、実施の必要性についても提案をいたします。区長のお考えをお聞かせください。

また、台東区には外郭団体があり、台東区社会福祉事業団は約30億円の事業規模であり、300人を超える職員体制になっていると聞いています。危機管理という点でこれらの組織においても公益通報保護法の趣旨に沿った対応が求められると思います。各外郭団体への対応はどのように考えているのか、区長のお考えをお聞かせください。

次に、リチウムイオン電池の安全な取扱いと廃棄方法の周知について伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

リチウムイオン電池の危険性とPSEマークの周知についてです。電池は大きく分けて、繰り返し充電放電が可能な二次電池と使い切りの一次電池の2種類があります。これまで多く使われてきた一次電池に比べ二次電池には多くのメリットがあることから、リチウムイオン電池が多くの用途に使われるようになってきました。メリットとして、小さくて軽い電池を製造できる、急速充電性が高い、大容量の電力を備えることができる、繰り返し継ぎ足し充電ができる、環境に負荷がかからない材料を使用できるなどが上げられます。近年の家庭電化製品の小型化は、リチウムイオン電池によるものと言われていて、スマートフォン、タブレット、パソコン、携帯型扇風機、モバイルバッテリー、ワイヤレスイヤホン、コードレス掃除機など、私たちの生活に数多く入っています。ところが、意外とデリケートで、取扱いを誤ると火災の原因になる危険性があることが最近になって知られてきました。強い衝撃に弱く、落としたり、踏みつけたり、ペットがかんでも故障し発火します。ストーブのそばや高温の車内でも発火します。ヘアピン、ネックレス、コイン、鍵などの金属と一緒に持ち歩くとショートするなどのデメリットは火災につながるので、注意が必要です。

最近多いのがモバイルバッテリーの事故で、7月に山手線内でモバイルバッテリーが発火する事故が発生し、1時間以上、運転を見合わせる事態となりました。また、10月9日には全日空の機内で離陸直後にモバイルバッテリーから煙が出る事故が発生しました。素早い対処の結果、火災には至りませんでしたが、危ないところでした。こうした事態に初めて経済産業省は安全表示義務違反のある電気製品のメーカーや輸入業者を12月から公表することにしました。

リチウムイオン電池の販売には、電気用品安全法などに基づき、安全基準を満たしたことを証明するPSEマークの表示が義務づけられています。国の定める検査を行う必要があり、確認の連絡に複数回応じない業者は連絡不通事業者として公表されます。

また、モバイルバッテリーの大規模なリコールが相次いでいて、昨年2製品、今年2製品の4製品のリコールが発表され、さらに10月にモバイルバッテリーやブルートゥーススピーカーなど4製品を追加回収するとされ、この4製品に関する合計41件の重大事故報告がありました。そしてリコールの対象が50万台に上ることが分かり、行政指導を実施しています。10月には充電式の扇風機において充電ICの不具合により動作不良や発熱が発生する可能性があるとして、リコールを発表したメーカーもあります。

リチウムイオン電池を含む製品は簡単に購入できますが、非常に燃えやすく、処分するときも難しい製品であることを認識して、PSEマークがついたものを選び、リサイクルをしている一般社団法人JBCに加盟している企業の製品を選ぶなど、消費者に一定の自衛策が必要だと思います。各家庭の中で火災が発生することを防ぐために、リチウムイオン電池を含む製品やモバイルバッテリーについての注意喚起や安全基準を満たした製品について分かりやすく周知する必要があると考えますが、区長のご所見をお聞かせください。

次に、リチウムイオン電池を含む製品の廃棄の方法の周知について伺います。危険性を知

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

らないまま廃棄されたリチウムイオン電池から発火し、清掃車での火災や廃棄物処理施設での火災が急増しています。新聞やテレビでも危険性について報道されていますが、まずは廃棄する際にリチウムイオン電池を含む製品なのかを判断できることが重要です。製品に直接明記されていることは少なく、買ったときの箱や説明書はなくなってしまえば分からなくなってしまいます。やはりコンセントにつながなくても動く製品は要注意、リチウムイオン電池が使われていると認識されることが重要です。環境省が製作したポスターは、イラスト入りでこのことが分かりやすく表現され、自治体向けポスターも作成していますので、活用はできないのでしょうか。台東区としての廃棄の仕方についても分かりやすさが重要です。ホームページを見ましたが、たどり着きづらく、改善すべきです。また、来年度を見据えて廃棄の仕方を考えているようですが、火災につながる危険があることを考えると、今できる対策が必要です。周知方法としては、ホームページの改善、ポスターの掲示、チラシの配布、SNSでの発信といったところだとは思いますが、区民の皆様に知っていただき、協力をお願いするには区の努力が欠かせず時間もかかると思いますので、早急な対応を求めます。区長のご認識をお聞かせください。

3つ目に、災害時のトイレの準備について伺います。

災害用携帯トイレの全戸配布について伺います。災害時の備えについて、災害備蓄は命をつなぐ大切な存在であるとの認識の下、台東区災害時備蓄物資等整備指針を策定し、公助による備蓄の充実と管理状況の可視化を図り、そこにある、すぐに分かる、使えるよう整備が進められていることは高く評価いたします。特に施設整備や公園改修などの際にマンホールトイレを計画的に増やしていることは評価いたします。

令和6年元日の能登半島地震は電気、水道、ガスなどのインフラが寸断され、道路や鉄道も不通となり、緊急支援物資の搬入が困難になり、被害者に物資が届きにくい状況になりました。東日本大震災、熊本地震などのたびに備蓄の大切さが叫ばれ、区民の皆様も防災訓練などの折に触れ、個人による備蓄について、家族の状況に応じた質や量の認識は深まっていると感じています。水、食料、医薬品、卓上こんろや充電器などは多かれ少なかれ家庭に準備されるようになってきました。一方で、トイレが使えないときの準備については、台東区民の意識調査でも準備していない家庭が多いことが分かりました。マンションなどの共同住宅に住む方が8割となっている本区では、電気が不通になるとポンプが作動せず水が出ない、トイレが使えなくなります。食品などはローリングストックなどで工夫できますが、災害用携帯トイレはなじみがなく、内容や使い勝手、保存期間などが分からずつい後回しになっているのではないかでしょうか。一度台東区より全戸に災害用携帯トイレを配布して、トイレの使えない状況を想像して、危機としての意識を深める機会にしてはどうでしょうか。トイレは言うまでもなく健康と衛生環境に通じ、大切な問題であります。以前小坂議員が同じ質問をしていますが、私からも注意喚起のインフォメーションを添えて、全戸配布の実施をお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次に、帰宅困難者を想定した企業の災害用携帯トイレの備蓄について伺います。台東区は東京の中心区であり、平日の昼間人口は大きく膨れ上がります。つまり多くの企業が活動し、そこには他県からも多くの方が働きに来ています。事業所、企業は災害時、災害発生時に来場者や従業員の安全確保と一斉帰宅を抑制し、事業継続を行うための備蓄を行う必要があるとされています。事業所や企業における3日間の備蓄の中にトイレが使えない想定で災害用携帯トイレが備蓄されているのか心配です。帰宅困難者の対策は東京都の所管であることから、台東区としては企業などの備蓄状況については把握しにくいことは承知していますが、災害時のことの想定すれば、トイレ危機が起こらないよう、東京都と連携し対策を講じる必要があると考えます。区長のご所見をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第1、危機管理としての公益通報についてお答えいたします。

まず、台東区公益通報者保護条例の制定についてです。区では公益通報者保護法に基づき、台東区職員公益通報制度実施要綱等を定め、区職員や区内事業所の労働者からの通報や相談を受け付ける体制を整えています。区が行う事務において法令、条例等の規律に違反した場合は、発生した被害を最小限に抑え、早急に是正していくことが区の公益を保護する上で重要です。私は公益通報者の保護をめぐる国内の動向、また今年令和7年6月の法改正により、通報を理由とする不利益な取扱いの抑止、救済の強化や公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上に向けた措置等が規定されたことを受け、これまで以上に体制を整えることが大切である、そのように考えています。

高森議員ご提案の区民からの通報者も受理する仕組みを取り入れるなど、公益保護のための通報の仕組みを強化することが必要なため、条例改制定に向けて検討してまいります。

次に、公益通報を受けたときを想定したシミュレーションと訓練の実施についてです。公益通報は、通報者の保護と区の公益を守る必要があり、現在は法や国のガイドラインを基に通報への対応を行っています。公益通報を受けたときは、必要な調査、是正措置を実施することや、これらに利害関係者を関与させないことが必要です。また、公益通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないことや、通報者を特定させる情報が必要な範囲を超えて共有されない措置を取ることも必要です。今後は法改正の趣旨を含め、行動マニュアルを作成し、それに基づく研修を実施いたします。また、訓練等についても考えてまいります。

次に、区の外郭団体における公益通報者保護の規定についてです。法においては、常時使用する労働者の数が300人を超える事業者は、適切な体制の整備や必要な措置を取ることが義務づけられており、それ以外の事業者では、これは努力義務とされています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

労働者の数が300人を超える台東区社会福祉事業団では必要な規定を定めていますが、努力義務である他の外郭団体については、必要な体制について改めて指導や助言を行ってまいります。今後とも区民の生命、財産、その他の利益の保護を図るため、適切な対応に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長前田幹生さん登壇）

○区民部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、リチウムイオン電池の安全な取扱いと廃棄方法の周知についてのうち、リチウムイオン電池等の危険性とPSEマークの周知についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、繰り返し充電ができるリチウムイオン電池は、その利便性から様々な電化製品に使用されている一方で、衝撃や破損などにより発火する危険等があるため、国の安全基準を満たした製品を選んでいただくことが大切です。

区では、区民の皆様が安全に暮らせるよう、本年3月に消費生活啓発冊子「くらしのちえ」においてモバイルバッテリーの火災事故防止について特集し、国の安全性を満たした製品に表示されるPSEマークの説明や使用時の注意点などについて広く周知を図ったところです。

また、区公式ホームページやメールマガジンにおいても、事故多発に関する周知を行う等、様々な手法で注意喚起と安全な利用について啓発を行っております。

リチウムイオン電池の取扱いについては、重大な事故につながるおそれもあるため、今後も消費生活展や出前講座など、機会を捉え積極的に周知してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 環境清掃部長。

（環境清掃部長遠藤成之さん登壇）

○環境清掃部長（遠藤成之さん） 私から、ご質問の第2、リチウムイオン電池の安全な取扱いと廃棄方法の周知についてのうち、リチウムイオン電池等の廃棄方法の周知についてお答えいたします。

近年リチウムイオン電池等の不適切な排出等が原因とされる火災が大きな問題となっていることは、区としても認識しています。

区ではリチウムイオン電池等を処分する場合、一般社団法人J B R Cの協力店または製品を購入した店舗にお持ちいただく方法をご案内しています。ただし、膨張している等の理由により受け取りを断られた場合には、燃やさないごみとして排出していただくことにより、区で収集を行っているところです。

現在、区公式ホームページや広報たいとう等により、こうした廃棄方法や発火の危険性について周知しています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

引き続き適正な処理がされるよう、今後回収・資源化の方法を検討するほか、ポスターや区公式LINE、情報誌エコガイド等様々な手法を積極的に活用するなど、分かりやすい周知に努めてまいります。

からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 危機管理室長。

（危機管理室長杉光邦彦さん登壇）

○危機管理室長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の第3、災害時のトイレの準備についてお答えいたします。

まず、災害用携帯トイレの全戸配布についてです。災害発生時には断水などにより水洗トイレが使用できず、その後の対応を誤ると衛生環境や健康状態などに影響を及ぼすことが想定されます。そのため、災害用トイレを確保し、正しく利用することが区民の生命や尊厳を守る上で大変重要であると認識しています。

区では防災イベントや出前講座などで展示を行い、携帯トイレの備蓄についての啓発を行ってまいりました。

また、今年度は災害時のトイレについて、区の考えを示した台東区災害時トイレ確保・管理指針の策定を進めています。

今後はこの指針に基づき、携帯トイレの全戸配布も含め災害時のトイレについて、より多くの方々に大きさを実感できるような啓発方法を検討してまいります。

次に、帰宅困難を想定した企業の災害トイレの備蓄についてです。発災時本区では多くの従業員が帰宅困難者となることが想定されており、各事業所において一斉帰宅の抑制を行い、安心してとどまるためには、水、食料以外にも携帯トイレの備蓄が大切です。

区ではこれまで経営の方々が集まる東京商工会議所台東支部主催の意見交換の場において、事業所におけるトイレの備蓄の必要性などをお伝えしてまいりました。

引き続き特別区長会を通じて国、東京都に帰宅困難者対策の充実の要望を行うとともに、東京商工会議所と連携し、セミナーなどの機会を捉え、トイレを含めた備蓄を働きかけるなど、事業者への災害対策の促進に努めてまいります。

○議長（石川義弘さん） 14番中澤史夫さん。

（14番中澤史夫さん登壇）（拍手）

○14番（中澤史夫さん） 台東区議会公明党、中澤史夫です。

初めに、公明党は10月に連立を離脱し、26年間、政権与党として様々な施策を進めてまいりました。国政では野党となりましたが、区議会公明党は今までと変わらず、服部区長とともに区民のため、台東区のために働いてまいります。服部区長、これからもよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入ります。からは大きく3点質問いたします。

最初に、災害対策について、4点質問いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

1点目は、子供向け防災ブック作成についてお尋ねいたします。地震の発生はいつ起こるか分からず、またいつ起きても不思議ではありません。子供たちは家庭で過ごしているときや外出しているとき、学校で過ごしているときなど、大人と過ごしている場合は、発生時には落ち着いて行動が取れると思います。しかし、そのような状況ばかりではないことも想定できます。

例えば、登下校中に大きな揺れを感じたときは、自分を守るためにランドセルで頭を守り、安全な場所に避難する。どうしたらいいか困ったら大人に助けを求める。道を歩いていたら自動販売機など倒れてくるものから離れる、看板など落ちてくるものに注意をする。エレベーターに乗っていたら、今揺れを感じると自動で近くの階に停止するタイプありますが、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りるなど、どのように行動すればよいかが分かる台東区版子供向け防災ブックが必要と思います。また、地震の発生で起こる火事、液状化、津波等風水害は外水氾濫、内水氾濫、高潮、避難の仕方やタイムラインの作成等、できれば単純明快な表現で作成することも重要と考えます。子供向け防災ブックを作成し、防災意識の向上を図ることは重要であると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

2点目、災害発生時に設置するトイレについてお尋ねいたします。一般社団日本トイレ協会災害・仮設トイレ研究会では、2017年より3年ごとに災害用携帯簡易トイレの備蓄状況に関するアンケート調査を実施しています。2024年の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報などを受けて、防災備蓄意識の変化を確認するため、前回2023年からは2年目となるが、臨時で4回目のアンケート調査を実施しました。

2017年の15.5%から2023年の22.2%と微増を続けてきた災害時用トイレの備蓄率は、今回の調査では28.8%となり、2年間で6.6ポイントの上昇が見られた。しかしながら、いまだ3割にも満たない備蓄率であり、十分とは言えない状況である。懐中電灯を備蓄している人は67.5%、水を備蓄している人は63.4%と6割以上が備蓄をしている。災害時用トイレを備蓄する人は少しずつ増えてきてはいるものの、懐中電灯や水に比べると半分にも満たない。

また、この2年でモバイルバッテリーを備蓄する人が急増している。備蓄のきっかけとして最も多いのが2011年の東日本大震災であるが、2024年の南海トラフ地震臨時情報や能登半島地震もそれに次ぐきっかけとなっている。災害以外では自治体からの案内、自治体での防災訓練を受けてなど、自治体からの発信もきっかけとして上がっている。経済産業省が推奨する35回分以上を備蓄している人が2023年の2.3%に対し、2025年は27.1%と大きく伸びた。災害時用トイレに対する意識が高まっていることがうかがえる。

2024年の能登半島地震とそれに次ぐ豪雨災害では、これまで以上にトイレカーをはじめとする災害時のトイレ問題がマスコミなどで多く取り上げられました。災害時にはまず困るのはトイレということに気づかされた方も多いかったのではないかでしょうか。その意識、実態の変化を確認するために臨時にアンケート調査を実施しましたが、備蓄率の上昇傾向に変化

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は見られたものの、災害時用トイレの備蓄はいまだ3割にも満たないものでした。

一方では、備蓄している人の27.1%が政府の推奨する35回分以上を備蓄しており、一部の防災意識の高い層には正しい情報が届いていることもうかがえる結果でした。これらの結果を受けて、日本トイレ協会では今後も引き続き災害時用トイレの備蓄について広報を努めてまいりますとのアンケート結果をまとめています。

災害直後は公助による仮設トイレの設置が遅れることが多いため、個人の備蓄が最も重要です。引き続き区として周知啓発を行っていただきたいと思います。とはいっても、個人で備えていくにはある程度の時間がかかると思われるため、公助による備蓄を補完する役割も重要と思います。

私は今まで災害時のトイレに関して質問を行ってまいりました。2022年令和4年の決算特別委員会では、発災時のトイレについて、過去の災害の検証ではトイレの個数が足らず、また配備を要請してもすぐに届かなかったとする意見が寄せられています。発災後の被害状況、交通状況は予想できないと思います。やはり備蓄品を移送して対応するのではなく、マンホールと同等のトイレを避難所に備蓄することが重要との質問に、現在区が備蓄しているマンホールトイレについては、避難所内の備蓄スペースに限りがあるため、一部避難所以外の倉庫に保管しています。しかしながら、ご指摘のとおり、発災時被害状況によっては円滑の輸送が困難な状況も想定されることから、今後、各避難所などで備蓄数を可能な限り増やしてまいりますとの答弁がありました。

また、2017年平成29年の予算特別委員会では、区内の金竜小学校と千束公園の2か所に設置している災害時用埋設型組立て式トイレについて、実際の災害時には簡易トイレ、マンホール用トイレ等を活用し、簡易トイレの非常用排便収納袋の不足や下水道の不備が発生した場合に、この災害時用埋設型組立てトイレを活用することになります。引き続き維持していくのでしょうかとの質問に、災害時にはトイレの確保は重要であり、区ではこれまで状況に応じた対応ができるよう、様々な形態の災害用トイレを準備してまいりました。埋設型組立て式トイレについてもその一つとして引き続き活用していきたいと考えていますとの答弁がありました。

何度も掘り起こし、点検作業を見に行っておりましたが、このたび千束公園の大規模改修に伴い、埋設型トイレも撤去され、もう一つの金竜小学校の埋設型トイレも大規模改修のときには撤去される予定とお聞きしました。質問を行ったのが、8年前が早過ぎたのかどうか分かりませんが、維持経費を考えると、その分の最新式のトイレの備蓄等に力を入れていくことがよいと思います。

先日松が谷福祉会館で行われた第12回障害者当事者とともに考える地域防災の勧めの講演に参加させていただきました。そのときに災害時のトイレの講話を聞いているときに気になったことは、車椅子に対応したテントトイレはどうなっているのだろうかということです。災害発生時のトイレに関しては十分過ぎるほどの備えが必要だと思います。特にテントトイレ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の大型タイプは、車椅子は、方はもちろん、付添いが必要な方等、配慮が必要な方々にとつては絶対に必要と感じます。防災用品は日々機能が充実した新しいタイプの製品を開発されています。そこで区として災害用トイレについて、車椅子利用者や付添いが必要な方など、配慮を要する方のために大型のテントタイプや排せつ後に自動で処理できるトイレ等の備蓄を拡充することが重要であると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

3点目に、想定浸水深の表示についてお尋ねいたします。令和元年、一般質問で区内の電信柱や区有施設、例えば区民館や生涯学習センター等に、想定浸水深の表示を行い、水害に対する意識の向上を図ることの重要性を質問し、現在は区役所や区民事務所等に日本放送協会との連携により、大規模水害時に備え、台東区内各所で荒川が氾濫した場合の浸水の深さを視覚的に確認するためのポスターを取り口に掲示し、また電信柱に想定浸水深の表示を行っていますが、当初提案を行った生涯学習センターには、残念ながら、いまだ表示がされておりません。区有施設の壁面や柱などに水害時に想定される浸水の高さの表示を行うことで、防災意識の向上につながると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

4点目に、簡易型止水板購入費助成についてお尋ねいたします。今年9月、東京にも線状降水帯が発生し、1時間に132ミリという猛烈な雨を観測し、浸水被害が発生したことは記憶に新しいと思います。内水氾濫等による浸水被害を防止するため、現在は土のうを主に活用していますが、軽量で設置も容易な簡易型止水板も有効と考えます。簡易型止水板は軽量で工具不要の製品も多く、女性や高齢の方も手軽に設置、撤去ができる点が土のうなどと比較した場合、大きな利点になります。そこで区民の安心・安全と財産を守るため、簡易型止水板の購入に対する助成が必要であると考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

次に、リチウムイオン電池等の回収についてお尋ねいたします。

区のホームページにはこのように掲載されています。区ではリチウムイオン電池等の回収店舗の数が少ない上、地域的に偏在もしています。誤った処分方法による環境への悪影響や火災の危険性が高く、適切な回収が重要ですが、現状では近隣に回収拠点がないため、正しい処分を行うためには遠方まで出向く必要があります。地域の安全と環境保護のためにも、リチウムイオン電池等の回収が地域偏在なく行えるよう、行政施設において回収拠点を増設してほしいですとの問合せに対し、発火等の危険のあるリチウム電池等の回収体制について、区でも課題として認識しており、対応に苦慮しているところです。

区では一般社団法人J B R C協力店や販売店での回収をご案内しておりますが、回収拠点が限られており、ご不便をおかけしております。

また、区民の皆様が安心できる回収体制を整えていくため、受付方法や保管方法等の問題を考慮しながら、区の施設での回収についても検討を進めてまいります。

なお、膨張したリチウムイオン電池やリサイクルマークの表示のないリチウムイオン電池は、J B R C協力店や販売店で回収を断られる場合がございます。その場合、端子部分をセロハンテープ等で絶縁して個別の袋に入れ、袋にリチウムイオン電池が入っていることが分

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かるよう貼り紙を貼った上で、燃やさないごみとしてお出しいただくようご案内しております。

今後も安全に配慮した上、リチウムイオン電池の適正処理に努めてまいりますと掲載しております。

東京都内ではリチウムイオン電池製品による火災が過去最多を上回るペースで増えており、2025年上半期に都内で発生したモバイルバッテリーやスマートフォンなど、リチウムイオン電池を使う製品の火災は143件で過去最多のペースになっており、このうちモバイルバッテリーが3割以上占めていて、東京消防庁では燃えやすいものがない場所で充電するなどの対策を呼びかけていますとの報道を見ました。リチウムイオン電池等を使用している電化製品やモバイルバッテリー等の処分に困っている方は多いと聞いております。区ではリチウムイオン電池等の回収を行っていますが、さらに充実、拡充すべきと考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

最後に、住み替えに伴う初期費用の助成についてお尋ねいたします。

私は令和5年第2回定例会で新婚家庭や子育て世帯の区内居住継続応援の住宅費助成について質問を行いました。それに対して新たな住宅マスターplanの策定に向けた基礎調査により区内の居住実態やニーズを的確に把握し、その上で多様なニーズな応じた住宅の供給を促す制度のほか、区内移転に関わる支援策の必要性などを含め、様々な視点から実効性のある制度や事業を検討していくとの答弁をいただきました。

また、本年第1回定例会予算特別委員会の総括質問では、子育て世帯や若年夫婦世帯がライフスタイルやライフステージに応じた住生活を送れるよう、様々な施策展開が必要であり、様々な視点から実効性のある制度や事業を検討していくとの答弁をいただき、本定例会の産業建設委員会で報告がありました住宅マスターplanには、基本目標3、セク10、子育て世帯居住環境の現状と課題の中で、就学前の子供がいる世帯の転出が少なくないことがうかがえるとあり、令和5年に実施した区民アンケートの調査では、現在の住まいでの居住継続意向について、子育て世帯の約42%、若年夫婦世帯の約70%が住み替えを希望しており、住み替えニーズが高いことがうかがえます。区として子育て世帯や若年夫婦世帯が生き生きと生活しながら、希望に応じて安心して子供を産み育てられるよう、引き続きニーズに応じた居住を実現しやすい環境整備を推進し、子育て世帯の居住環境の向上を図っていく必要がありますと答弁があったことから、現状を把握できていることが確認できました。

また、住宅マスターplanにおける主な施策事業で、様々な居住ニーズに対応するため、リフォームや住み替え等に対する新たな支援策について検討しますとあることから、区としては賃貸住宅から定住に向けての事業が主となっていると捉えており、区として定住促進が望ましいこととは思いますが、賃貸で居住されている方も少なくないと思います。

新たな支援策として家賃補助や新規の契約や更新に係る経費の件、賃貸住宅向けの住宅費助成も早急に実施することが必要ではないかと質問し、今後とも賃貸住宅に住まいの方も含

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

め子育て世帯や若年夫婦世帯の居住環境の向上が図れるよう、新たに策定する台東区住宅マスタートップランに基づき、様々な視点から実効性のある施策展開に取り組んでいくとの答弁をいただきました。

今回もう一度、賃貸住宅に対する具体的な助成制度について提案を行いたいと思います。新たに新居を構える場合、あるいは賃貸契約の場合、多くのケースで家賃の4から5倍初期費用の目安となることが考えられます。そこで子供の誕生などを機に、住まいが手狭になる子育て世帯や、結婚を機に転居する新婚世帯を支援するため、敷金、礼金、仲介手数料、引っ越し費用といった住み替えに伴う初期費用を助成すべきと考えます。区長のご所見をお伺いいたします。

以上で、一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第1、災害対策についてのうち、子供向けの防災ブック、また災害発生時に設置するトイレ及び想定浸水深の表示、この3点についてお答えいたします。

まず、子供向け防災ブックの作成についてです。私も子供の災害に対する意識の向上については重要であると認識しています。区ではこれまで震災遺構ツアーやはじめとする子供向けイベントや出前講座などを通じて啓発を行ってまいりました。さらに今般、区内の中学生からの発案によりまして、本年11月から広報たいとうにおいて防災クイズの定期掲載、これを開始しています。今後、防災ブックも含め、子供だけではなく外国人など配慮を要する方々にも分かりやすい啓発手法を検討してまいります。

次に、災害発生時に設置するトイレについてです。災害時には高齢者や障害者などの配慮が必要な方々が使用しやすいトイレの環境を整備することは重要であると認識しています。区ではこれまでマンホールトイレの設置時に車椅子利用者などが使用できるよう、大型テントの備蓄、これを推進してまいりました。また現在、区の災害時のトイレの考え方を示す台東区災害時トイレ確保・管理指針の策定を進めています。今後はこの指針に基づき、配慮が必要な方々が安心して使用できるトイレの環境整備に努めてまいります。

次に、想定浸水深の表示についてです。想定浸水深を表示することは、平時から水害の危険性を実感できるものと認識しております。区ではこれまで人の目につきやすい場所にある電信柱に想定浸水深を表示するほか、庁舎などへのポスターの掲示やハザードマップ、防災アプリ等により周知を図ってまいりました。区有施設における表示については、今後具体的な掲出場所やあるいは手法などを検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 土木担当部長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(土木担当部長原島 悟さん登壇)

○土木担当部長（原島 悟さん） 私から、ご質問の第1、災害対策についてのうち、簡易型止水板購入費助成についてお答えいたします。

区では大雨による浸水被害を未然に防ぐため、区民の皆様が必要に応じて持ち出せる土のうステーションを設置するとともに、希望される方に対しては土のうを戸別配布するなどの対応を行っております。

議員ご提案の簡易型止水板については、軽量で設置や撤去が容易な点において有用ですが、止水性能や敷地内での設置スペースの確保などの課題も考えられます。

簡易型止水板購入費助成については、浸水被害の状況や他自治体の取組に係る情報収集を行い、内容を検討してまいります。

からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 環境清掃部長。

(環境清掃部長遠藤成之さん登壇)

○環境清掃部長（遠藤成之さん） 私から、ご質問の第2、リチウムイオン電池等の回収についてお答えいたします。

現在区では一般社団法人J B R C協力店または購入店舗にお持ちいただき、受け取りを断られた場合には、燃やさないごみとして排出していただくことにより、区で収集を行っています。

リチウムイオン電池等に起因する火災が多く発生していることに鑑み、本年4月、国からリチウムイオン電池等の適正処理に関する方針が示されました。

これを受けて、区では家庭から排出されるリチウムイオン電池及びその使用製品が安全かつ適正に処理されるよう、回収・資源化の拡充について検討してまいります。

からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

(都市づくり部長寺田 茂さん登壇)

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第3、住み替えに伴う初期費用の助成についてお答えいたします。

子育て世帯や新婚世帯においては、家族構成や生活環境の変化等を背景に、より適切な広きの住まいを求める動きが見られます。

一方で、住み替えに伴う初期費用が大きな負担となり、希望どおりの住み替えが容易ではないとの課題があることも把握しています。

また、本区は比較的中小規模の住宅が多いという住宅事情もあり、このような課題が顕在化しやすい面があると認識しています。

こうした現状を踏まえ、住宅マスタープランにおいては、子育て世帯等の居住環境の向上を重要な柱の一つに位置づけ、住み替えやリフォームに対する支援の方向性を示しています。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

議員ご提案の住み替えに伴う初期費用の助成については、子育て世帯等の負担軽減に資する手法の一つとして認識しています。実施に当たっては、対象となる世帯の設定や支援内容など、整理すべき点がありますので、引き続き検討を進めてまいります。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 2時02分 休憩

午後 2時12分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番本目さよさん。

（16番本目さよさん登壇）（拍手）

○16番（本目さよさん） つなぐプロジェクトの本目さよです。

水筒にお茶を入れてきてください、先生からこう言われたら、皆さんは何を入れるでしょうか、緑茶、麦茶。私は子供の頃、お茶屋の孫だったので、番茶を入れてもらっていました。では、外国から来たばかりの保護者にとってこのお茶は何を意味するでしょうか。紅茶、ジャスミンティー、それとも甘いミルクティーでしょうか。私たちにとっての当たり前は外国ルーツの家庭にとっては実は難解な文化の壁になっていることが多いそうです。

台東区は外国籍の住民が9.6%、100か国以上の人々が暮らす多文化都市です。外国にルーツを持つ子供が増える中、こうした言語や文化の違いによる戸惑いや孤立が深刻化しています。誰もが安心して学び合える学校、それは全ての子供の権利です。

外国ルーツの子供たちが直面する課題は日本語の習得だけではありません。まず文化の違いです。上履き、プリント文化、そして先ほどのお茶、給食の配膳、掃除、係活動、私たちの当たり前が文化的な前提となっているのです。

さらに深刻なのは生活言語と学習言語のギャップです。日常会話は1年から2年、学習言語は5年から7年、日本語ができると認識され支援が打ち切られた後、学習でつまずいてしまいます。その結果、子供たちは孤立しています。席に座っているのが苦痛、国に帰りたい、子供たちからの切実な声です。保護者も担任に相談ができないと訴えています。現在の学びのキャンパス台東アクションプランでは、外国ルーツの子供への支援として、日本語指導、講師派遣などが位置づけられていますが、入学前の準備段階からの支援や学校文化への適応支援については具体的な施策が見当たりません。

横浜市鶴見区では、来日直後の子供たちが日本の学校文化を体験的に学ぶプレスクールを設置し、保護者向けには多言語で学校生活を丁寧に説明をしています。台東区でも入学前の準備段階から学校生活についての支援が必要ではないでしょうか。また、外国人児童生徒等の教育支援のための文科省の「かすたねっと」や東京都教育委員会の「たのしいがっこう」など、既に充実した資源の活用促進も重要です。台東区立保育園の写真付持ち物一覧など、区内の優良事例を小・中学校にも広げることなど、身近なところから学べることはほかにも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

多数あるのではないでしょうか。

そこで伺います。外国籍の子供が増加している中、言語や文化的背景の違いを持つ子供たちへの支援についてどのようにお考えでしょうか。

一方で、日本人の子供にとっても多様な背景を持つクラスメートとともに学ぶ経験は、これから社会を生きる上でとても重要です。現在のプランでは、多文化共生がグローバル人材育成イコール英語教育、外国人観光客との交流として位置づけられています。しかし、目の前のクラスメートの背景を理解し、共に学び合う視点が欠けているのではないか。多文化共生の取組はこれまで外国人への働きかけが中心でしたが、今こそ私たち日本人への働きかけがますます重要となってきています。また多文化共生だけでなく、障害のある子供、様々な背景を持つ子供など、全ての多様性を含めたインクルーシブな視点も欠かせません。全ての多様性を含めた教育を日常の生活に自然に組み込んでいくことが大切です。

そこで伺います。子供たちが多様性を豊かさとして受け入れられる教育をどのように推進していくお考えでしょうか。

現在外国籍の児童生徒は約20人に1人程度、平均するとクラスに1人はいる計算になります。学校現場に十分な支援体制がなければ、言語や文化の壁への対応に先生の多くの時間が取られ、結果として、ほかの児童生徒へのケアが手薄になってしまう可能性があります。多文化共生の支援体制を整備することは、先生が全ての子供にしっかりと向き合える環境をつくることにもつながります。現在区内ではボランティアの方々が入学のしおりなどをやさしい日本語に翻訳してくださっています。しかし、ボランティアの数が追いつかず進まない現実もあります。区として予算化し、早急に対応すべきではないでしょうか。また、多文化共生課の日本語教室での保護者の学び合いを資料化し、各校に展開したり、AI翻訳の活用の促進、区ホームページのやさしい日本語バージョンの標準装備、そして緊急保護者会での通訳の保障なども重要です。

そこで教育長に伺います。様々な言語や文化的背景の違いを持つ子供、保護者や学校園を支援する体制の整備について、区としてどのように取り組んでいくお考えでしょうか。台東区という多文化共生都市だからこそできる教育を推進していただきたいと強く希望し、次の質問に移ります。

子供を守る、それは私たち大人の責任です。昨年墨田区内の私立認可保育園で保育士による園児へのわいせつ行為が相次いで発覚し、2名が逮捕されました。1月と10月に起きたこの事案を受け、区は12月に緊急対策を発表しました。隅田川を挟んだお隣で起きたことが、あした台東区で起きるかもしれません。今日の質問の根底にあるのは、子供の権利擁護の視点です。こども基本法では子供が健やかに成長でき、安全に守られる権利を持つことが明記されています。その権利を守るため、台東区はどう動くべきか、今日は予防と対応の2つの柱で伺います。

子供を守るためには、まず犯罪を起こさせない環境をつくる必要があります。それが犯罪

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

予防環境設計という考え方で、この手法は、物理的な環境をデザインすることで犯罪を未然に防ぐものです。足立区が先進的に取り組み、2011年に防犯設計ガイドラインを策定し、道路、公園、駐車場など、区内のあらゆる公共施設に適用をしています。

核心となる原則は、立正大学大学の犯罪心理学の専門家である小宮教授による入りやすく見えづらい場所をなくすことです。例えば公園を考えてみてください。外から子供たちの様子が見えるでしょうか、植栽が伸びて死角になっているか、夜の照明は十分か。公共施設のトイレも重要です、男女の入り口が隣り合っている、女子トイレが奥まった見えにくい場所にある、こうした構造が危険を招きます。保育施設でも同じです。午睡時の保育士1人体制や、閉ざされた空間がリスクを生みます。複数保育士の配置、見通しのよい保育室設計が必要です。透明性を確保するため、保育室内のカメラ設置も検討すべきです。これにより保護者の負担も軽減されます。

台東区には生活安全条例がありますが、これは、主にソフト面が中心で、公園やトイレなどの公共空間全体をカバーはしていません。

そこで伺います。子供が使用する施設について、犯罪予防環境設計による考え方があると考えますが、いかがでしょうか。また、今後子供が使用する施設の整備の設計に当たり、防犯対策をさらに推進していくべきだと考えますが、併せて区長のご所見を伺います。

環境を整えるだけでは、100%は防げません。実は、私自身、保育園実習で先生が子供を押し入れに閉じ込める場面を目撃しましたが、当時は誰にも相談ができませんでした。早期発見と確実な対応の仕組みが不可欠です。

今年10月から保育所などの職員による児童虐待の通報が法的に義務化されました。これを受けて、台東区でも区のホームページに通報・相談窓口を明記し、匿名での通報も可能にするなど、迅速な対応をされていることを評価します。しかし、保護者が不適切保育に気づいたとき、職員が内部の問題を相談したいとき、そして、何より子供自身が困ったときに、誰にどう伝えればいいのか、より包括的な相談救済体制も必要です。

台東区は、現在、子供の権利条例の制定を進めています。この条例で子供の権利擁護を実効性あるものにするため、以下の体制を明確に位置づけるべきです。まず、子供自身が直接相談できる窓口です。大人に言いにくいこと、家庭や学校、保育園で起きている問題を子供が安心して相談できる、独立した窓口が必要です。次に、子供の意見を受け止め、権利侵害に対する救済を行う仕組みです。相談を受けた後、適切な機関につなぎ、解決まで寄り添う体制が求められます。そして、もし子供同士の被害があっても、加害者となった子供のケアもできる包括的な支援体制も重要です。

そこで伺います。子供を権利侵害から守るためには、予防だけではなく、早期発見と確実な対応の仕組みが不可欠です。子供の権利条例の制定に当たっては、子供が安心して相談できる独立した窓口の設置や権利侵害に対する救済を行う仕組みを条例に明記し、実効性を担保する必要があると考えますが、区長のご所見を伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

子供たちは、自分の身に起きていることがおかしいと気づいても、声を上げる力を持ちません。だからこそ大人が環境を整え、声を受け止める仕組みをつくるなければならない。犯罪予防環境設計による起こさせない環境づくり、そして、子供の権利条例における、子供が安心して相談できる独立した窓口と救済の仕組み、この2つを台東区から実現していきたいと思います。子供たちが安心して笑顔で過ごせる台東区を一緒につくっていきたい、そのため区長のリーダーシップを強く求めます。

以上で質問を終わります。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長。

（教育長佐藤徳久さん登壇）

○教育長（佐藤徳久さん） 私から、ご質問第1、誰もが安心して学び合える学校づくりについてお答えいたします。

まず、外国ルーツの子供への支援についてです。

学校園からの日本語指導講師派遣及び保護者面談通訳派遣等の申請数が増加していることから、外国籍の子供や保護者に対する支援の必要性が今後も高まっていくものと認識しています。教育委員会では、外国語版の入学案内を配布するとともに、スクールソーシャルワーカーと通訳が同行し、当該保護者の就学手続を支援したり、日本独特の学校文化を紹介したりするなどの支援体制を整えています。これらの既存事業を改めて学校園や保護者に周知するとともに、引き続き、子供たちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりに取り組んでまいります。

次に、日本人児童生徒への多様性教育についてです。

議員ご指摘のとおり、障害のある子供だけでなく、言語・文化的背景が異なる外国人児童生徒も含めて、共に学ぶことを目指すインクルーシブ教育の重要性がより一層高まっていると認識しています。現在、学校現場においては、社会科や総合的な学習の時間等を通じて、児童生徒が多様な価値観を理解し、おののの国の文化の違いやよさに気づくことを狙いとした学習を行っています。そのほかにも偏見や差別の解消を目指す人権教育や国際理解、国際親善などを取り扱う道徳教育等、学校の教育活動全体を通じて、文化、言語、障害、価値観などの違いを認め合う態度の育成を図っています。

今後も引き続き、児童生徒が多様性を理解し、互いの価値観を尊重しながら協働する力を育む教育を推進してまいります。

次に、学校現場を支える体制整備についてです。

多文化共生・インクルーシブ教育を推進するためには、学校園と教育委員会が連携し、学校現場のニーズを的確に把握しながら体制の整備について評価改定を進めることが重要であると認識しています。まず、校・園長が様々な言語や文化的背景の違いを持つ子供や保護者の状況を的確に把握し、必要な支援を判断した上で、対応が困難なケースは速やかに教育委

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

員会へ連絡するよう周知徹底を行います。また、指導主事やスクールソーシャルワーカーによる学校巡回を通じて課題を確認するとともに、各学校園における好事例の共有等を通じて対応力を高めるほか、1人1台端末における生成AIの積極的な活用、保護者面談通訳の早期派遣等、支援体制の整備について、より一層取り組んでまいります。

今後も、誰もが安心して学び、互いの違いを認め合いながら成長できる学校づくりを通じて、共生社会を担う力を育む教育を着実に進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 総務部長。

（総務部長小川信彦さん登壇）

○総務部長（小川信彦さん） 私から、ご質問の第2、子供を守る安全なまちづくりについてのうち、子供が使用する施設についてお答えいたします。

施設整備に当たり、犯罪の被害回避や犯罪誘発要因の除去は、防犯対策として重要であると認識しています。これまで区では、犯罪予防環境設計の考え方を取り入れた東京都安全安心まちづくり条例の指針を参考に施設の整備を行い、死角となる場所への防犯カメラの設置や施設出入口の視認性確保のための透明ガラス設置など、防犯対策を行ってきました。

今後も、各施設の特性を踏まえた上で、犯罪予防環境の考え方を取り入れた設計を行い、より効果的な防犯環境を備えた施設の整備に取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長前田幹生さん登壇）

○区民部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、子供を守る安全なまちづくりについてのうち、子供の権利条例における子供の権利擁護・相談救済体制についてお答えいたします。

子供にとって、悩みや不安を気軽に相談できる環境は重要であり、区では、これまで子供が抱える様々な問題に対して各種相談事業を実施し、臨床心理士などがその専門性を発揮しながら対応を図ってまいりました。子供が安心して相談できる環境や権利侵害に対する救済を行うことは、子供の最善の利益を図る上で重要であると認識しています。

引き続き、先行自治体の取組状況等、情報収集に努めるとともに、子供への意見聴取の結果や台東区次世代育成支援地域協議会における議論を踏まえ、条例の具体的な内容について検討してまいります。

○議長（石川義弘さん） 17番木村佐知子さん。

（17番木村佐知子さん登壇）（拍手）

○17番（木村佐知子さん） 台東むすびの会、木村佐知子です。

2023年4月の台東区議会議員選挙に初当選させていただき、今回で5回目の一般質問となります。

所属する会派、台東むすびの会は、11月から村上議員を迎える、5名体制となりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今後、他会派とも是々非々で協調しながら、ますますの活動の充実を図ってまいりたいと思いますので、皆様、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

まず、投機的不動産売買に対する本区の姿勢について伺います。

東京都が本年9月に発表した令和7年東京都基準地価格によると、本区の基準地価の対前年比上昇率は、23区トップの17.7%であり、平均値基準地価は1平方メートル当たり251万7,555円になります。不動産会社のウェブサイトをいろいろと参照しますと、区内の2LDKのマンションの価格相場は7,100万円から7,300万円であるというものがあり、また、坪単価を見ますと、本区内で最も坪単価平均が高いマンションは、坪単価平均1,000万円を超えるそうです。つい数年前までは、新築マンションは、買った瞬間に価値が2割減といった常識がありました。東京オリンピックを経ても、コロナ禍を経ても、全くもってその逆であり、新築で買った価格から比べて、中古で転売したときの価格が取得価格から数百万から数千万円上回るといったことも珍しくありません。

金融緩和の影響で住宅ローンが組みやすく、現在に至っては、35年ローンのみならず、50年ローンまで登場するという様相ですが、要するに、このような資産価値の高いマンションについては、新築でエントリーをして、ローンの査定や、場合によっては抽せん等のセレクションを経て、取得することができさえしまえば、手持ち資金がなくてもローンでレバレッジをかけることによって、買った瞬間に値が下がるのではなくて、逆に数百万円から、場合によっては数千万円の含み益が約束されたようなものです。そしてマンション投資に足を踏み入れた人々は、その含み益を手に、場合によっては、次なる資産価値の高いマンションを求めて転売をしていくのです。

それでも、まだ実際に住んでいればよいのです。資産価値の高いマンションを買うのはいいですが、住まずに、また賃貸にも出さずに、含み益の実現のみを目的として、頃合いを見計らって転売する、そのような居室が増えれば、高級マンションであっても、内実は人が住まずに、ゴーストタウン化してしまう未来も想像に難くありません。

11月25日に国土交通省が発表した新築マンションの取得状況に関する初めての実態調査では、昨年1月から6月までに登記された都内の新築マンションのうち、1年以内に売買された割合は8.5%であるということが分かり、このような短期の売買が価格高騰の一因であるという指摘もあります。このような短期の売買をするのは、日本人、外国人双方に見られることですが、外国資本によるマンションの1棟買いが行われ、民泊にしてしまうといった例も実際にあるようであり、民泊に関連する様々な問題と相まって、地元のもともとの住民からの反発も強くあります。

また、さきの第3回定例会でも総括質問させていただきましたが、町会に非加入、または、入ってもすぐ脱退してしまうという問題もあります。本区の利便性や土地の魅力が地価を押し上げて、人口の社会増を招いていることは、一種喜ばしいことではありますが、地域コミュニティとのあつれきや転売の繰り返しにより居住環境にゆがみが生じてしまう可能性があ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

することは問題です。何よりも投機による不自然な価格上昇により、例えば、ファミリー層が、子供が大きくなってきたから3LDK、4LDKに住み替えたいと思ったときに、とても手が届かなくて、やむなく区外への転居に至ったり、狭い家に無理して住み続けなければいけなかったりと、実際に台東区で地域コミュニティの中で住んで暮らしている人たちにとっては、とても悩ましい事態となっています。

このような問題に対処するため、千代田区では、今年7月に一般社団法人不動産協会に対し、税金が投入される再開発事業のマンションは、5年以内に転売できないようにする特約を設ける、同一人物が同マンション内で複数戸を購入できないようにするという要請を出しました。そして、さらに、最近報道されたところでは、大手不動産会社が中央区の再開発事業において、マンションの購入者が引渡しを受けるまでに転売活動をした場合には、手付金を全額違約金として没収して、さらに契約を解除するという通知を出したということです。これはあくまで限定的ではありますが、大手ディベロッパーが千代田区の要請に呼応したというふうに見る向きもあります。仮にこれが有効だとしても、あくまで引き渡し前についてのものですし、このこと単体の影響は大きくないと思われますが、今後も同様のマンション転売規制が続いていくのではないかどうかがわせるところもあり、賛否両面から、また住民、不動産投資家、不動産業者それぞれの立場から、関心が非常に高いところとなっています。

不動産の売買は、民間の自由な経済取引ですので、本来規制をすることは難しいと考えられますが、行政の税金が投入された再開発事業であれば、規制の対象になるのではないかとも考えられます。こうしたことは、本区単体ではなく、近隣区や東京都とも連携しつつ、対策を行っていくべきと考えます。

また、外国資本による購入であれば、これは国の問題ですが、日本人が相手の国の不動産を購入できないのに、逆は購入できるのがおかしい、不公平であるといった声も多く聞かれます。さらには、不動産投資というのは、どうしても投機の要素が入ってくるから、それ自体は仕方がないとしても、問題なのは、マンション購入者が町会活動に非協力的であったり、ごみのルール等を守らなかったりと、地域コミュニティやマナーになじまないことではないかという考え方もできます。

そこでお伺いいたします。台東区では、投機的な不動産の売買について、どのような現状認識を持っていますでしょうか。また、今後どのような姿勢で臨んでいくのでしょうか。区長のご所見を伺います。

次に、外国人の国民健康保険の未納対策についてお伺いいたします。

第2回定例会一般質問でも取り上げましたが、本区でも日本人と外国人の国民健康保険の未納率を比較したときに、約10%の差があるということです。これは、外国人全てについて同様かというと、そうではなく、永住資格を持つ外国人とそうでない在留資格の外国人で納付率が違うというデータが新宿区では公開されています。本区でも外国人住民の割合は増加しているところ、公平な国民健康保険の運営のために、毅然とした態度を取ることが重要

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

であると考えます。

現在、政府としては、保険料の納付状況と入管実務との連携を行うためのシステム改修を進めつつ、外国人の保険料の未納対策の一環として、保険料の前納制度を設けるとの報道があり、詳細はまだ明らかではないものの、自治体ごとにこの前納制度を使うかどうか選択できるようです。

この制度の利用も含め、本区としてはどのように外国人の国民健康保険の未納対策について取り組んでいくのでしょうか、区長のご所見を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、投機的不動産売買に対する区の姿勢についてお答えいたします。

国による新築マンションの取引の実態調査によると、本区は、昨年上半期の新築マンションの購入後1年以内の短期売買割合が、東京23区の中で低い水準の1.5%であり、今のところ投機的な不動産売買は見受けられません。

千代田区が行った要請については、区が関与する再開発事業等の枠組みを踏まえた判断と受け止めていますが、同様の事業の実績が少ない本区においては、同じ手法を直ちに導入することが適切かどうか、慎重に見極める必要がございます。また、国による新築マンション取引の実態調査や業界団体による引き渡し前の転売禁止といった自主的な取組が行われるなど、不動産市場にも変化が生じていると受け止めています。

区としては、こうした動向を把握しながら、投機的な取引が地域の住環境に具体的な影響を及ぼす事象が確認された場合には、その状況を踏まえ、対応の要否を適切に判断してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 健康部長。

（健康部長水田渉子さん登壇）

○健康部長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第2、外国人の国民健康保険料の未納対策についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、国は国民健康保険について、令和8年度以降、国外から転入した外国人や日本人を対象として、前倒しして一括納付する前納制度を保険者判断により導入できると示しています。現時点では詳細な運用基準が明確化されていないため、国の動向を注視しています。前納制度以外では、マイナンバー情報連携により国民健康保険料の納付情報を在留資格更新時に活用できるよう、国は準備を進めています。

区では、国の動向を踏まえ、必要な準備を整えながら、引き続き、国民健康保険料の未納

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

対策に取り組んでまいります。

○議長（石川義弘さん） 18番風澤純子さん。

（18番風澤純子さん登壇）（拍手）

○18番（風澤純子さん） れいわ立憲にじいろの会、れいわ新選組、風澤純子です。

私は、2015年12月に婦人科健診を予約したことをきっかけに、念のため乳房の自己触診を行い、パチンコ玉ほどのしこりに気づきました。看護師として、良性ではないと直感的に理解しました。翌日受診したところ、最初のマンモグラフィーでは影が映らず、超音波検査と触診で悪性が疑われ、細胞診を実施、1週間後には乳がんと診断されました。今からちょうど10年前の、ちょうど今頃の時期でした。もし、あのとき自己発見できていなかったら、私は今、この場に立つことはできなかっただかもしれません。

乳がんは、検診よりも自己発見が多く、早期に標準治療を受ければ、10年生存率は90%以上と予後良好ですが、一方で、発見が遅れたり治療への動線が途切れてしまうと、命を落とすこともあります。なお、標準治療とは、科学的根拠に基づいた観点で、現在利用できる最良の治療であることが示され、推奨される治療をいいます。

乳がんの好発年齢は40歳以上であることから、本区でも国の方針に沿い、40歳以上の女性に対して2年に一度のマンモグラフィー検診を実施しています。そして、ブレスト・アウエアネスの重要性はさらに増しています。

ブレスト・アウエアネスとは、自分の乳房の状態を知ること、変化に気をつけること、変化に気づいたら、すぐ医師に相談すること、40歳になったら2年に1回乳がん検診を受けることの4つが掲げられています。2021年、静岡県立静岡がんセンターの植松部長の調査では、ピンクリボン運動の認知度87%に対し、ブレスト・アウエアネスの認知度は僅か5%と啓発不足が示されています。

35歳未満の若年性乳がんは進行が早く、進行例として見つかることが少なくありません。乳腺が発達している若い世代は、マンモグラフィーよりも超音波検査が適しています。東京23区においては、江戸川区では30歳以上で超音波検査、品川区では、34・36・38歳で超音波検査、中央区では、検診対象を36歳以上にするなど、独自の取組をしています。全国でも30歳以上に超音波検査を取り入れている自治体もあり、注目すべき取組と考えます。死亡率減少効果が示されていないとの見解から、国としては40歳未満の検診を推奨はしておらず、現時点では、異常を感じたら迷わず受診する行動が取れるよう、ブレスト・アウエアネスを徹底できる周知が必要だと考えます。

異常を自覚した場合、検診ではなく受診が必要ですが、受診のハードルによって迷いが生じ、結果的に治療が遅れてしまうケースがあります。乳がん検診の対象は40歳以上であり、若い世代の方々がなかなか自分事として考えられていない状況も見られます。

私は、自身の経験だけでなく、20代のときに乳がんで同級生を亡くした経験もあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

また、看護師として勤務してきた中でも、自分ががんになるとは思わなかったと発見が遅れたり、治療による外観の変化を受け入れられず、科学的根拠のない療法を受けて、進行してしまった例など見てまいりました。小さなお子さんを残して先に旅立つことは、どんなに無念であるか、想像を絶します。失われなくていいはずだった命かもしれません。

あらゆる疾患において、早期発見・早期治療が大切である中で、特に乳がんは自己発見と早期受診、標準治療が大きな役割を果たす疾患です。だからこそ若い世代からのブレスト・アウェアネスの普及が不可欠です。現在区が行っている施策では、特に若い世代においては自分事になっていないのではないかという印象を受けます。

以上を踏まえ、質問いたします。乳がんは自己発見でき、早期発見・早期治療をすれば、生存率が高いがんです。20歳を超えた女性を対象に、周知内容と方法をさらに工夫し、デジタル媒体なども活用するなど、自分事として捉えられるようなブレスト・アウェアネスを根づかせるための啓発を強化すべきと考えます。区長の所見を伺います。

次の質問、台東区のまちづくりについて～今、ここに暮らす人を大切にする都市へ～に移ります。

先日、長年商店を営んでこられたご高齢の方からこう相談を受けました。この土地を売る書類に印鑑を押してしまった。お住まいに戻りたいと、ここに残りたいと思い続けていた土地。しかし、両隣が手放し、心身が弱ったときに押印してしまったそうです。長く台東区を支えてきた区民が望まぬ転出を余儀なくされているのは、1人だけではありません。

区の現行の規制下では、集合住宅やホテルが急増しても、法的に問題はない状況です。しかし、最近のまちを見ていると、出ていけと言われている気がする。暮らしにくくなったり、立ち退きをせかされて困っている。昔からいる人が守られていないなど、区民からのたくさんの方々が届いています。区のために土地が生かされるなら、台東区に売るべきだったという声もあります。

台東区がどんなまちを目指しているのか、区民には届いていないのが現状です。土地の利用価値が、もはや地域社会ではなく、民間収益へ偏り続けているとも言えます。区民の土地が民間に手渡されていく今、自治体自ら公共のための土地を将来に確保する視点なしに持続可能なまちづくりは成立しません。今後も民間事業者からの需要が高まることが予測される中、台東区がどんなまちを望んでいるのか、区有地の在り方を含めて、今こそ問い合わせべきときです。スピーディーな対応、何らかの制限が求められる一方で、今ここに暮らす市民を大切に、共にまちをつくっていく合意形成の過程をも重視し、丁寧に進めてほしいと考えます。

質問です。持続可能なまちづくりを見据えた計画的な区有地確保について、どのように考えているのか、区長の所見を伺います。

日経新聞の調査では、徒歩で暮らしやすい東京のまちとして、台東区が上位を独占しました。顔なじみの商店街が近くにあるという台東区のよさが評価されています。しかし、今、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

営利目的の宿泊施設や集合住宅が増える中、区民が安心して歩けるまちの価値が揺らいでいる感じます。

私は、初めての一般質問で暑さから命を守るクリーニングシェルターを提案し、実現していただきました。これは、暑さ対策にとどまらず、公共の場の開放をも目的としています。ただし、施設休業時間は利用できません。

そこで、区民に伺ったところ、暑い時期に限らず、屋外の休息場所を望む声も多くあり、そんな場所があれば、出かける機会も増えて体力低下を防げる、井戸端会議が復活し、孤立が防げる、知らなかった人や観光客との交流が生まれるなど、多くのよい意見がありました。広い公園でなくてよいので、あちこちに少しずつ公共の場があればよいのです。

ヒントは、既に本区にあります。令和3年に誕生した喫煙所は、現在30か所。対話が生まれる場所としても機能し、議員や職員のアイデア総括にも寄与していると伺いました。ならば、誰もが使える非喫煙版の居場所を増やすことは、自然な発展ではないでしょうか。例えば、民間の電動キックボードのポートも、あっという間にあちこちに出現しました。つまり、目的と意欲があれば、土地は確保できると考えます。屋内型ではなく、木陰があり、ちょっとした雨宿りもできるような屋外型を望みます。

地球温暖化対策としても、木陰の重要性がさらに見直されています。国外では樹冠被覆率が環境指標として採用され、単なる緑ではなく、木陰の質が重視されています。

樹冠被覆率とは、土地の面積に対し、樹木の枝葉が茂った、樹冠が覆う面積の割合のことです。被覆率が高いほどヒートアイランド現象の緩和や緑の日傘効果とも言われる熱中症予防につながるなど、環境保全及び暑さから命を守る対策を兼ね備えています。樹冠被覆率30%未満で死亡者が増えると言われ、世界目標は30%とされているのに対し、2022年の調査では、東京23区平均僅か7.3%です。

台東区は、冷房負荷の高い密集地ゆえに、木陰の価値は極めて高い地域です。ビルを密集させて、よりヒートアイランド現象を加速させてしまうのか、それとも都市の中の憩いの場を増やすのか、未来世代をも思う区の施策として、答えは明らかです。

他区の市民団体の調査でも、木陰による夏の温度低減効果が示されています。海外では、1本の木がもたらす環境効果を市民に示すことで手入れや落ち葉清掃に市民自ら参加し、地域の力を生かす取組が広がっているところもあります。座る場所としてベンチの確保が必要ですが、広告を活用すればコスト削減ができます。木を植える植樹や日々の清掃は、お年寄り、子供、障害のある方などが参加できる仕組みを整えることを提案します。

公共の場を区民とつくることは、インクルーシブな社会をつくることにもつながります。つまり、居場所づくり、熱中症対策、環境対策、孤立防止、区民参加型のまちづくりを同時に実現することが可能です。

質問です。木陰とベンチのある、誰でも利用できる小規模スポットを設置し、外出しやすい包摂型のまちを目指すべきと考えます。区長の所見を伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

以上で質問を終わりにいたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第2、台東区のまちづくりについてお答えいたします。

まず、区有地の確保についてです。

地域の暮らしを支える公共空間を創出していくことは、持続可能なまちづくりを形成する上で大変重要であると認識しています。一方で、区有地の確保には、行政需要をはじめ、場所や規模、また財政負担などを総合的かつ慎重に見極めが必要です。

これまでも防災性の向上や広場・緑の確保、歩きやすい環境づくりなど、将来にわたり担うべき公共機能を踏まえ、地域の状況に応じて必要な区有地の確保に取り組んでまいりました。今後も行政需要等を見極めながら、区有地の計画的な確保、これを進めてまいります。

次に、木陰とベンチのある休息スペースの整備についてです。

近年の猛暑に対して、木陰のある安全な休息スペースを確保していくことは、有効な手段であると認識しています。一方で、新たに木陰を形成する、規模の大きな樹木、これを植えるためには、一定以上のスペース、これを創出するなどの課題もあります。

のことから、休息スペースの確保については、公有地に限らず、沿道空間の工夫や、あるいは再開発による整備など、公民連携による取組を検討することも必要であると考えています。こうした点も踏まえ、引き続き、誰もが歩きやすいまちづくりを推進してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 台東保健所長。

（台東保健所長水田渉子さん登壇）

○台東保健所長（水田渉子さん） 私から、ご質問の第1、若い世代からのブレスト・アウェアネスの普及についてお答えいたします。

区では、乳がん予防月間を中心に、乳房を意識する生活習慣であるブレスト・アウェアネスの普及啓発を行っています。育児相談での講座の実施や乳幼児健診における乳がん触診モデルの展示により周知を図るほか、20歳以上の全ての女性を対象に、隔年でリーフレットを送付して、啓発に努めています。

議員ご指摘のとおり、若い世代から当事者意識を持ち、ブレスト・アウェアネスを実践することが重要です。今後は、健康管理アプリやSNSの活用等によるプッシュ型の情報発信を充実させるとともに、地域のイベントで乳がん触診モデルを用いた体験ができる機会を増やすなど、若い世代からブレスト・アウェアネスを実践できるよう、さらなる啓発に取り組んでまいります。

○議長（石川義弘さん） 27番秋間洋さん。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

(27番秋間 洋さん登壇) (拍手)

○27番(秋間 洋さん) 日本共産党の秋間洋です。3つの問題で質問をいたします。

まず、物価と地価の高騰対策であります。

第1は、物価高騰から区民と事業者を守る対策について伺います。

米の価格が高騰しているところにおこめ券が届き、助かったとの区民の声が我が党にも寄せられています。時宜にかなった事業を評価するとともに、物価高騰がここまで生活を脅かしているのかと、改めて肌で感じているところであります。

しかし、高市新政権は、消費税減税に背を向け、破綻したアベノミクスを継承して、円安、物価高に拍車をかけるとともに、軍事費を経済対策として掲げる異常さであります。台湾有事は存立危機事態との発言に端を発した日中関係の悪化、社会保障の負担増、労働時間規制の緩和、最低賃金1,500円目標の撤回など、暮らしと日本経済をさらに行き詰らせようとしています。それだけに台東区政の役割は重要ですが、今回の補正予算には物価高騰対策が盛り込まれていません。介護・福祉サービス、私立幼稚園、保育所、こども園、公衆浴場などへの光熱費補助は、この年末で打ち切られてしまいます。

区長、現時点で40億円ある歳計剰余金を活用すれば、物価高騰対策は十分講じることができます。国や都の動きを待つのではなく、区独自の物価高騰対策を今回なぜ提案しなかったのでしょうか。これまで行ってきた物価高騰対策は継続すべきではありませんか。答弁を求めます。

第2は、地価の高騰から区民を守ることについてです。

地価の急騰は、台東区を住み続けられないまち、福祉を継続しづらいまちにしています。

区長、地価の値上がりを食い止めることは、重要な政治課題ではありませんか。

第3回定例会で我が党が、千代田区長に続き、台東区長も不動産業界に対し、投機目的の取引規制をと求めましたが、区長は、個人の財産権や契約の自由に深く関わる問題と退けました。しかし、投機的マンション売買の規制についての千代田区長の意思表示は、その後、不動産協会が購入直後の転売禁止を業界ルール化するきっかけになっています。

区長、自治体首長のアピールは、決して弱いものではありません。住み続けられるまちを目指し、不動産への投機規制の姿勢を示すべきではありませんか。改めて区長の考えを伺います。

次は、来年度末までに制定する方針の(仮称) こどもの権利条例についてです。

まず、子供を取り巻く情勢についてです。

自殺やいじめ、不登校の増加、生活満足度の低下など、日本の子供の精神的幸福度は、ユネセフの調査でOECD38か国中、下から2番目であります。区の調査でも将来の夢がないという小学生が増え、夢がかなうのは難しいからとの理由が大幅に増加しています。子供たちに生きづらさがしんしんと広がっているように感じます。

区長、条例制定の背景にある、子供を取り巻く情勢について、どう認識しているのか、所

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

見を求めます。

第2は、実効ある条例にすることです。

10日ほど前、不適切保育として民放の番組で取り上げられた都内の保育所というのは、実は、台東区内の事業所です。男性園長が連日乳幼児に対し、口の中を見せるな、汚ねえ、口閉めろ、同じこと昨日も今日も言わすんじゃねえよなど、罵声を浴びせ続けていました。明らかな虐待であります。P T S Dを発症している子供もいます。

ある区立中学校の生徒は、この夏、部活中、喉が渴き、水を飲んでいいですかと聞いたところ、コーチや顧問に水分補給を許してもらえず、帰宅後、激しい頭痛と嘔吐、目の奥の痛みを訴え救急搬送され、熱中症と診断されました。その後、保護者と学校で改善したようですが、二度と起こしてはならない問題であります。イベントの順番待ちのとき、同じ小学校の児童から、日本人ファーストだからと後ろにやられた外国人の子供がいました。一昨年3月に親からの虐待で殺害された4歳女児の事件は衝撃でしたが、区内で私に届いたごく一部だけでも、子供の人権を脅かす事態が日々起きているのであります。

区は、条例の内容について、子供を権利の主体として尊重し、最善の利益を図る理念を明確にし、意見表明権や権利擁護等の多岐にわたる施策の基本的視点を一元的に規定するとしています。これには賛同いたしますが、重要なのは実効性です。

このほど私は、東京23区の実態を調査しました。子供の権利に関する条例等を定めているのは13区ですが、国連子どもの権利条約を盛り込んでいるのは11区、子供の苦情申立てを定めているのは8区、行政内部ではない、第三者機関で苦情処理、救済しているのは4区しかありませんでした。

区長、子供を権利の主体として尊重するというのであれば、国連子どもの権利条約とその4つの基本原則、すなわち、子供の最善の利益、生命・生存及び発達に対する権利、意見表明権、差別の禁止、この4つをしっかりと掲げるとともに、苦情申立ての権利と第三者的な外部救済機関の設置を条例で定めるべきではありませんか。考えをお聞かせください。

第3は、児童館の拡充についてです。

政府は、2022年、こども基本法を制定し、こども家庭庁を設置しました。しかし、基本法には、養育は家庭が基本とし、家庭の中で苦しむ子供や保護者を追い詰め、孤立させています。個別の相談救済に対応する子どもコミッショナーの設置義務も定められていません。子供の権利の尊重は、家庭や教育機関などだけで担えるものではなく、地域社会全体で育んでいくものではないでしょうか。それを支えるのが台東区政です。今、子供にとって最も大事なのは、安心できる居場所、休息できる時間と空間です。区はそれを保障すべきであります。そこで、区がもっと位置づけを高めるべきなのが児童館ではないでしょうか。

教育長、学校や、時には家庭にもいづらくなったとき、自分の時間と空間を確保できるよりどころ、セーフティネットとしての児童館の役割を明確にするとともに、さらに箇所を増やし、人の体制も厚くすべきと考えますが、所見を伺います。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

最後の質問は、浅草地下街の防災対策についてであります。

馬道通り、江戸通りの地下にある浅草地下街は、今から70年前、1955年に完成し、開業しました。事業主である浅草地下道株式会社の発起人の方々は、浅草寺参詣者に東武や銀座線の駅から新仲見世まで雨を避けて通れる通路として造りたいと運動し、行政は、地元の熱意に動かされ、占用を認めたと聞いています。地上から開削して造った構造物ですが、レトロな店舗や看板、露出した配管など、昭和の雰囲気を味わえる空間として、浅草のPRに一役買っています。

台東区が2005年、20年前に行った浅草地区歴史と観光まちづくり基礎調査では、商店街全体の雰囲気は独特の世界を形成し、近年、作為的に造られている昭和30年代をコンセプトにしているテーマパーク型の商店街とは現実感という点で全く比較にならない魅力を持っていると高く評価しています。そして、未来に向け、このスペースを含めた地下空間の活性化を地元住民と来街者の玄関口、歴史と観光を意識した交流スポットと位置づけ、空間整備を進めると方向性を打ち出しています。

区長、浅草地下街の文化・観光、経済的な資源としての魅力についての所見を求めます。

同時に、地下街の防災上の課題解決は、もう先送りできないところにまで来ていることを、この夏、実感いたしました。何度か利用しましたが、雨が少し降っても、相当な雨漏りが生じています。地下水のしみ出し、目視で確認できる多くのクラックなど、耐震性や空調防火、集中豪雨での浸水などなど、不安な問題は枚挙にいとまがありません。20年前の調査でさえ、50年が経過し、地下道の躯体及び設備等の老朽化が目立ってきている。浅草の玄関口としての安全で快適な空間を創出するための整備方針等を検討する必要があるとしています。

区長、2005年のこの調査以降、この整備方針について、どのように取り組んできたのでしょうか、お答えください。

1日11万人の乗降客がある浅草駅地下です。地下直下型地震や線状降水帯などの集中豪雨と浸水から区民と滞在者を守ることは、自治体の使命です。占用を認めながら、所有権は浅草地下道株式会社にあるからとして、これまでのよう先延ばししていいのでしょうか。

区長、現在の地下街や占用を認めている区道の躯体、構造の耐震性について、どう認識しているのでしょうか。また、地下道株式会社との協議を進めるとともに、東京地下鉄や東武鉄道と連携し、耐震調査を早急に行い、浸水対策も含めた当面の対策を講じるべきではありませんか。一部占用を許可している国の協力は決定的です。国に対しても協力を求めるべきであります。

区長の所見を求め、質問を終わります。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） 私から、ご質問の第1、物価と地価の高騰から区民を守ることにつ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いてのうち、物価高騰から区民や事業者を守る対策についてお答えいたします。

物価高騰対策については、より効果的な支援となるよう、これ国、東京都の動向を踏まえ、区の支援策を決定する必要があると認識しています。そのため、現在実施している介護や障害福祉サービス等事業所、保育所などへの支援については、都の支援メニューと組み合わせて継続できるよう、現在、情報収集に努めています。また、国の経済対策を踏まえた支援策についても、速やかに着手できるよう、鋭意準備を進めています。

引き続き、区民生活や事業活動を守り抜くため、時期を逸することなく、必要な施策を着実に推し進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、物価と地価の高騰から区民を守ることについてのうち、不動産への投機を規制することについてお答えいたします。

不動産の販売や契約といった、私権に関わる行為に対し、自治体が独自に規制的な措置を講じることについては、行政権限の範囲や制度全体との整合性を踏まえた慎重な判断が求められるものと認識しています。

千代田区が行った要請については、区が関与する再開発事業等の枠組みを踏まえた判断を受け止めていますが、本区においては、同様の事業の実績が少ないとから、同じ手法をそのまま適用できるかどうか、課題があるため、慎重に見極める必要があります。また、国による新築マンションの取引の実態調査をはじめ、業界団体が引き渡し前の転売禁止を柱とする対応方針をまとめるなど、不動産市場においても一定の対応が進んでいるものと受け止めています。

区内のマンションの取引の状況については、住環境に影響を及ぼし得る具体的な事象が確認された場合には、その状況を踏まえ、行政としての対応の要否を適切に判断します。

今後も住宅マスタープランの施策を着実に展開し、地域特性を生かした良質な住宅ストックの形成や快適で安心して暮らせる住環境の整備を引き続き進めてまいります。

続きまして、ご質問の第3、浅草地下街の防災対策についてお答えいたします。

浅草地下街は、昭和30年に開設された民間施設で、区道及び国道を占用して設置されており、長年にわたり営業が続けられ、多くの来街者等が利用しているものと認識しています。

平成17年度に区が実施した調査以降の取組についてですが、当時の調査では、地下街の老朽化や防災面に関する課題が整理され、将来的な空間整備の方向性も示しています。これまでの間、区としては、看板の設置や階段の修理などの環境整備に対して助成を行い、関係機関との協議を重ねてきました。また、占用許可に係る手続の中で、施設の管理状況の確認を行うとともに、占用者に対して、講すべき対応について、災害時の避難等の在り方や関連する法改正の内容に基づく助言を行ってまいりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

耐震性や浸水対策などを含めた施設の安全性の確保や避難等に関する対策については、占用者が適切に対応すべき事項であると考えています。そのため、国道の管理者である国と連携し、引き続き、占用者に対し、助言等の働きかけを行ってまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長前田幹生さん登壇）

○区民部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第2、（仮称）子どもの権利条例についてのうち、子供を取り巻く情勢の認識について及び実効性ある条例についてお答えいたします。

まず、子供を取り巻く情勢の認識についてです。

本区においても虐待やいじめのほか、居場所づくりや、自由に意見を表す機会の確保など、子供の権利を保障する上で解決していくべき課題が様々あると認識しています。また、地域社会においても、子供の権利についての理解を深め、子供の育ちを温かく見守り、応援する意識を啓発することが必要であると考えています。

次に、条例についてです。本条例は、子どもの権利条約の精神にのっとり制定するものであり、本条例の基本理念については、同条約の4つの基本原則を基に検討を進めるものと認識しています。また、苦情申立ての権利と救済機関の設置を条例に定めることについては、既に救済機関が設置されている他自治体での活動状況等、情報収集に努めるとともに、子供への意見聴取の結果や、台東区次世代育成支援地域協議会における議論を踏まえ、検討してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 教育委員会事務局次長。

（教育委員会事務局次長佐々木洋人さん登壇）

○教育委員会事務局次長（佐々木洋人さん） 私から、ご質問の第2、（仮称）子どもの権利条例についてのうち、児童館を拡充することについてお答えいたします。

教育委員会では、地域の子供が、その置かれている環境や状況に関わりなく、自由に来館して過ごすことができる場所として、8か所の児童館を運営しています。児童館では、日々の関わりの中で子供や家庭が抱える問題の早期発見に努め、関係機関と連携して支援を行っており、児童館は、学校や家庭以外のよりどころ、居場所の一つとしてセーフティネットの役割を果たしていると認識しています。

令和6年度の児童館全体の利用者数は、コロナ禍以前の水準に戻っており、様々な遊びや行事への参加を通して、子供の健全育成に取り組んでいます。

児童館を新たに増やすことは考えていませんが、これらの活動を支える人員体制は重要なものと認識しています。セーフティネットの役割を含め、遊びを通じた子供の心身の健康増進など、児童館活動のさらなる充実に向けて、指定管理者である台東区社会福祉事業団と今後も状況に応じて協議してまいります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○議長（石川義弘さん） 27番秋間洋さんの再質問を許可いたします。

（27番秋間 洋さん登壇）

○27番（秋間 洋さん） 先ほど私の質問の、浅草地下街の防災対策についての問題で、質問の第1、浅草地下街の文化・観光、経済的な資源としての魅力について、この質問への答弁が、私はなかったというふうに思います。これについて明確にしていただきたいこと。

そして、先ほどの答弁では、引き続き、地下道株式会社に全部を負わせるという、こういう形でしたけれども、これでは何の解決も進まない。私、株式会社の社長さんと会ってきましたけれども、もう本当にこの問題、心痛めています。しかし、前に転がすために、今まで区は、ほとんど働きかけをやってこなかった。この実態も私、聞きました。

そういう点で、あそこに何か起きたら、直下型の地震で起きたら大変な被害になる、こういう危機感が全く感じられないんで、再質問を行います。以上です。

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） ご質問にお答えします。

ただいまの秋間議員の再質問につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。

○議長（石川義弘さん） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時32分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番田中宏篤さん。

（12番田中宏篤さん登壇）（拍手）

○12番（田中宏篤さん） 台東区議会、自由民主党の田中宏篤でございます。本定例会におきまして一般質問の機会をいただきましたことを会派の皆様に感謝申し上げ、質問に入らせていただきます。

1点目は、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組についてです。

今年7月に行われた参議院議員選挙におきまして、外国人との共生の在り方が争点の一つとして大きな話題となりました。その在り方についての考え方はいろいろあると思いますが、有権者にとって、大きな関心事の一つであると示されたことは、間違いないと言えると思っております。

また、10月の自民党総裁選においても、その対応が重要課題の一つと位置づけられ、結果、高市氏が新総裁となり、その後に日本初の女性総理大臣として就任されました。そして、発足した高市内閣において、内閣官房に外国人との秩序ある共生社会推進室を設置して、その担当大臣に高市総理ご自身と考えが近い小野田氏を抜てきし、この課題に積極的に取り組

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

んでいくことを鮮明にしております。

この秩序ある共生社会という言葉には、決して差別を助長するのではなく、ルールやマナーを守ることの重要性、そして、秩序を守ることで、共に生きやすい社会を実現するという思いが込められていると理解しております。ここ台東区においても、私自身が地域の方々から話を伺ったり、相談を受ける中で、外国人に絡んだ案件がここ数年で増えてきていると実感しており、区としても重要なイシューの一つであると感じております。

報道番組やワイドショー、SNS等では、外国人受入れに伴う課題と文化・生活慣習の違いから生じる社会的なあつれきや人権問題を総称して外国人問題と一言で表現されていることも多いのですが、実際には様々な課題が広範囲にわたっており、入国に関する法律や制度的な課題、在留者の社会保障や権利に関する課題、生活や社会適応に関する課題といった具合に、課題の内容によって系統立てて整理して考える必要があると感じております。在留資格の在り方や外国人技能実習制度の在り方、入管の管理体制や不法滞在者の取締体制といった内容は、入国に関する法律や制度的な課題ですし、外国人に対する国民健康保険や社会保険の資格取得の在り方、生活保護制度の適用行使できる権利の在り方などは、在留者の社会保障や権利に関する課題であると言えます。

これらについては、国や都道府県において議論されるべきことが多く、区としては、その議論の方向性を注視する必要はありますが、具体的に対応できる事案というのは限られております。しかしながら、先ほど3つ目に上げた、生活や社会適応に関する課題については、地域社会との共生の進め方について、区民にも外国人にも生活に密着する課題が多く、基礎的自治体である区が積極的に対応すべきことが多いと感じております。

私がよく相談を受ける内容も、まさにそういった課題であり、非常に多いのが、近隣の土地や建物が外国人あるいは外国資本に買われ、その建物の改修工事が行われているが、民泊などの外国人向けの施設になるのではないか、あるいは、自国民専用のアパートになって、外国人ばかりの居住者が増えるのではないか、それにより今後の生活環境が荒らされてしまわないか不安に感じるといった内容で、建物の新築やリフォーム、用途変更などといった建築に関わる行為に対する相談は非常に多いと感じております。

これは、決して外国人に対する差別や偏見に基づいて発生しているものではなく、日本人の国民性によるものだと感じております。日本最古の成文法である十七条の憲法には、その第1条に、和をもって尊しとなしと書かれているほど、太古の昔から日本人は和の精神、すなわち調和や協調性を大切にしており、根底にその価値観を有しております。そして、その価値観を同様に有しているかどうか分からぬような相手に対して、和が乱される不安から警戒心を持つのだというふうに理解しております。なので、外国人であっても、この和の精神を大切してくれる方には敬意を持って接しますし、逆に、日本人であっても、和を乱す行為には厳しい見方をする、そんな国民性から来る傾向なのではないでしょうか。

そういう相談では、実際にごみ出しや騒音で困っていることもありますが、意

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

外と具体的に何かが起こって困っているという状況ではなく、どうなるか分からることに対する不安であったり、生活環境が荒れてしまう可能性に対して、未然に対処したいという内容が多く、事前の対応手段が求められております。この相手が日本人であれば、言葉が通じるため、何かあってからでも対話による解決が図れる、そういう考え方がありますが、言語が通じなかつたり、根本的な価値観の違いがあるなどということを感じてしまうと、なかなか事後に解決することが難しいと感じ、未然に不安を払拭したいという要望が強くなる、そんな構図が発生していると考えております。なので、その対応には、どうしたら不安を払拭できるのかという視点が非常に大切であります。

そこで、私が注目したいのは、台東区中高層建築物の建築に関わる紛争の予防と調整に関する条例です。この条例は、建築紛争を未然に防止する目的で制定されており、一定の規模の中高層建築物には、説明会の開催義務を課しているのが非常に大きな特徴です。建築物は、一度できてしまうと、何十年にもわたって残るものであり、地域社会に大きな影響を与えるからこそ、事前に建築計画に対して説明をして、近隣の不安を払拭し、誠実に話し合うことで紛争化を防ぐことにつながっています。私自身も事前説明会に何度か伺ったことがあります、多くの場合は、建築計画の説明のみでなく、建築後の地域との関わり合い方も含めて建設的な話し合いもなされ、近隣住民との信頼関係の構築に寄与していると実感しております。この条例によって、説明会が開催される場合はコミュニケーションを図ることができますが、開催されない場合には、その機会は失われてしまいます。

漠然とした不安の払拭や信頼関係の構築に必要なのは、感情的にならずに、相互の価値観を尊重した、建設的な話し合いの機会が大変重要であり、その機会をどうつくるかこそが共生社会の実現に必要なだと考えております。そのための方法としては、例えば、土地活用の不安に対して、この紛争予防条例の適用を少し広げて、建物のリフォームや用途変更に対しても説明義務を課すという方法も一つの方法としてありますし、また、これとは別で、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けて、理念法的な条例をつくり、様々なほかのケースも想定して、地域との対話を促すという手段も選択肢の一つとしてあります。また、条例化せずとも、ガイドライン的なものを作り、土地活用を行う事業者に法令遵守を啓蒙する方法もございます。

どんな方法を取るにせよ、外国人との秩序ある共生社会の実現のためには、地域において事業を行う外国人や外国資本の企業に対して、建物の新築やリフォーム、用途変更などといった建築に関わる行為の際に、地域との対話を促すような取組が必要になると考えておりますが、区長のご所見をお伺いいたします。

次に、地域防災力の強化のための取組についてお伺いいたします。

先日、浅草五一町会が主催した防災講話に参加させていただきました。五一町会は、防災に対する意識が非常に強く、毎年町内にしっかりと周知をした上で、なるべく人数を集め形で継続的に防災訓練を行っております。しかしながら、毎年長く続いているとマンネリ化

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

してしまい、近年は参加者が大きく減少してしまっており、課題となっていました。

そこで、今年は趣向を変えて、区の防災出前講座を活用し、北部区民事務所において危機災害対策課と消防署を招き、それぞれ約40分、合計で約1時間半に及ぶ防災講話を行った次第です。町会としては初の試みであったので、どれぐらい町会員が集まってくれるか、不安はあったようですが、約40名の方々が参加し、会議室をいっぱいにし、非常に好評であった。そして、その内容も区民にとって必要な情報をしっかりと分かりやすく伝えており、非常に有意義な講話であったと私は感じました。何年かに一度、防災講話を取り入れることは、防災訓練のマンネリ化を解消しつつ、地域の防災意識を高めるのにも有効だと実感した次第です。

改めて言うまでもなく、区が直接区民に防災意識の啓発を促すことは、地域の防災力を高める上で、とても重要です。私自身を思い返してみると、恥ずかしながら、議員になる前は、防災についての関心がほとんどなく、地域や区の防災行事にも全く参加したこともなく、避難所と避難場所、一時集合場所の違いといった基礎的なことも正直分かっておりませんでした。災害があった際に、地域の役に立ちたいという思いは、地元意識は強かったので、非常に強く持っていましたが、例えば、避難所が誰によってどのように運営されているのかといったことも知らず、大地震が起こった際に、まちがどんな状況に陥るのか、自分がどんな形で地域の力になれるのか、なかなかイメージすることが難しかったことを覚えております。議員になってからそういうことを学び、強い関心を持つに至りましたが、以前の私のような、地域の役には立ちたいが、具体的なことはよく分かっていないという区民は案外多いのではないかと感じております。

そういう区民に対して積極的にアプローチをして、必要な防災知識を伝え、災害時の状況を具体的にイメージをさせることが必要であり、その手段として、防災出前講座は非常に有効であり、この事業をもっと積極的に町会やその他の団体に周知し、活用を促進する余地はまだまだ多分にあると考えております。

そして、重要なのは、その内容です。自身の経験上、感じたことですが、防災への対応力を高めるためには、災害の際に何が起こり、どんな状況に陥るのか。そして、共助や公助がどのようになされ、どういう経過をたどっていくのか、なるべく具体的に、的確にイメージをできるようにすることが大変重要だと感じております。具体的にイメージができるにより、そこからさらに派生して、起き得る状況を想定できますし、物理的にも精神的にもその対応への準備をすることができます。

例えば、区では、最低でも3日分、できれば1週間分の食料備蓄を推奨しておりますが、物流網やライフラインが陥る状況をイメージできているのとできていないのとでは、備蓄の重要性の認識に大きな差が生まれますし、物資の供給に対して都や区がどういう計画を持っているか、知ってイメージをすることができていれば、先行きの目安も推測でき、極端なパニックに陥らず、冷静に対処することができます。なので、具体的かつ的確にイメージさせ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ることが大変重要なのです。

これは、避難所運営についても同様のことが言えます。区は、令和3年度の総合防災訓練から、毎年ローテーションで避難所開設訓練を行っており、また、定期的に避難所運営委員会を開催して、避難所運営の質の向上に取り組んでいます。私自身も何か所かの避難所運営委員会に参加させていただいている中で、その取組の成果を実感しており、避難所運営への意識であったり、その理解レベルが格段に向上している実感があり、非常に高く評価しております。

しかしながら、安心して避難所生活を送れるようにするには、まだまだ向上の余地があり、何とか避難所開設まではできても、一定期間継続して安定した避難所運営をするためには、多くの課題があると感じております。避難所開設までの流れについては、動画を作成いただいて、ビジュアル的にイメージがしやすいようにしていただき、ここについては高く評価しておりますが、この動画も活用し切れているとは言えませんし、開設後に起こり得る事態もイメージできるようにする必要があります。そのためには、どの程度の世帯数が避難所を利用しそうなのか、どのような属性の方々が多いのか、開設初期からある程度期間が経過する中で、どのように避難所の状況が変化していくのか、避難所の備蓄が尽きた際にはどのように供給されるのか、そういうことをある程度しっかりとイメージできるようにすることが重要です。

各避難所における想定避難者数は、その避難所地域の世帯数に一定の比率を掛けて算定されていると認識しておりますが、この方法で算出した目安では、実態との大きな乖離が生じる可能性がございます。

私の地元では、共同住宅が急激に増えているため、以前に比べて在宅避難者が増えることも想定できますし、地域に子育て世帯が増えてはいても、避難所を利用するであろう年齢層は、そういう集合住宅の急増も相まって、かえって高齢化していると推察できます。

こういった避難者の実態について、全数調査をして、積み上げ方式で避難者想定を算出することは、現実的には難しいかもしれません、例えば、避難所訓練の一環で、災害対策視点でのまち歩きをするなど、そして、まち歩きをしつつ周囲の状況を確認するなど、災対と運営委員でフィールドワークを行うことで、ある程度イメージを構築することができるかもしれません。もちろん当初の想定どおりにはならないのが災害であるので、想定に固執せず、柔軟性を持つことは必要ですが、それでも、当初のイメージがあるのとのとでは、対応できる余地が全然違います。

これまでの区の地域の防災力の向上の取組においては、非常に高く評価しておりますが、区が地域に求めていることを伝えるという側面が強かったように感じております。今後さらに地域の防災力を高めていくためには、災害時に起こり得る事態を具体的かつ的確にイメージできるようにするという視点が重要であり、そういう視点から防災出前講座や避難所運営の内容を質・量ともに向上させる必要があると考えますが、区長のご所見をお伺いいたし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ます。

最後に、町会への関心を高める町会案内誌の作成についてお伺いいたします。

町会活性化支援については、議員となって最初の令和元年第2回定例会でも質問させていただきましたし、その後も何度か質問をさせていただいておりますが、町会は、台東区政において非常に重要なパートナーであり、多くの町会が疲弊てしまっている中で、区がどのように支援するかは喫緊の課題ですので、ここで再度質問をさせていただきます。

私だけではなく、これまで多くの議員の皆様が町会活性化支援の重要性について質問をされており、区長もそのたびに重要性を認識されると答弁をされ、様々な施策を行ってきました。令和元年度には、町会だけではなく、区民やマンション管理組合も対象にした町会活動に関する意識調査を行い、町会のニーズに加え、町会に求められる役割などの現状把握を行い、その結果を受けて、令和2年度には町会アドバイザー派遣事業や先進事例を紹介するパネルディスカッションなどの支援策を打ち出しました。

これらはコロナ禍によってスタートが遅れてしまい、令和3年度の実施となりましたが、町会アドバイザー派遣事業にて広報誌などの作成を行い、テーマや掲載記事の検討支援、広報誌フォーマットの提供に加え、発行の負担軽減や継続のためのアドバイスを行いました。そして、この実績を生かして、町会広報ガイドブックを作成するなど、町会アドバイザー派遣事業のフィードバックによって町会の広報活動を支援し、一定の効果を上げていると高く評価しております。

ただ、これにより多くの町会が広報誌作りに取り組みましたが、町会役員の高齢化や担い手不足も相まって、継続的に作成することがなかなか困難であり、断念してしまった町会も多いのではないでしょうか。また、SNSを活用した広報活動についても促進しており、SNS発信を行う町会も増えてきてはおりますが、やはり、活用できる町会とそうでない町会が分かれてしまっております。

これまでの区の町会活性化支援を顧みますと、総じて、町会の自助を促して、それを支援する施策となっております。町会はあくまでも任意団体であり、その継続については自分たちで努力する必要があり、本来あるべき支援の仕方ではございます。しかし、様々な既存の町会活動がある中で、高齢化や役員数の不足などもあり、そういった広報活動に割ける余裕すらない町会も多く、そういった町会を区が主体的に何らかの形で支援する必要性も生じております。

そこで、前も提案させていただいた町会の案内誌作成について、再び提案をさせていただきます。令和2年に行われた町会活動に関する意識調査では、町会の活動内容が分からぬといった意見が多く、また、町会側も情報発信の部分を行政に期待しているということが見てとれる結果となっております。だからこそ広報活動の支援の取組をしてきましたが、先ほど申し上げたとおり、対応できない町会も多いため、なかなか全体に成果が及んでいない状況にあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

なので、まずは区民、特に転入者に町会というものを知ってもらうことから地道に始める必要がございます。そのためには、ただ地図上において、どこの町会に属しているんだよということを通知するだけではなく、関心を持ってもらえるような情報提供が必要となります。

台東区は、歴史あるまちであり、旧町名が町会名の由来になっていたり、町会ごとに様々な背景や特色があつたりします。ほかに誇れる文化財や施設があつたり、有名な名店があつたりもします。また、祭礼など様々な地域行事が行われており、そんな様々な地域行事も町会の大きな魅力の一つです。そんな町会の魅力を伝えることができれば、関心を引くことにつながります。

また、行政上の様々な地区割り、例えば、学校の学区域であつたり、先ほど質問した中で出た避難所などは町会単位で区切られているため、自宅がどこの町会に属しているかという情報は、区民が行政サービスを受ける上でも非常に重要な内容となっております。そんな町会の紹介を、例えば、各町会一、二ページで冊子にまとめ、それを転入者や区民に配布すれば、町会に興味を持つきっかけとなる情報誌になります。また、ほかにもそういったことを学校の教育に活用することで、地域のことを知ってもらう、そういった教育効果も現れる、そのように思っております。そして、これらはあまり変化のない定性情報であるため、頻繁に発行しなくとも、何年かに1回のペースで更新すれば問題なく、区としても継続的に大きな負担が発生するわけでもございません。

そこで、改めて伺います。町会案内誌を作成することで、町会への関心が高まり、ひいては、そこから町会行事への参加する人や町会活動に関わる人も増えていくことが期待できます。ぜひとも町会の成り立ちや特徴、災害時の避難所、通学区域などを網羅した町会案内誌の作成について、区長には町会活性化の大きな一歩として政治的決断をしていただくよう強く願っておりますが、区長のご所見をお伺いいたします。

私からの質問は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

都市づくり部長。

（都市づくり部長寺田 茂さん登壇）

○都市づくり部長（寺田 茂さん） 私から、ご質問の第1、外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた取組についてお答えいたします。

近年、外国人向けの住宅の転用や住宅を転用した民泊の広がりなどに伴い、地域のルールやマナーが適切に守られるのかといった生活環境への不安の声が寄せられていることは把握をしています。地域に不安が生じる背景には、言語や文化の違いから、今後の建築の内容に関する情報が事前に十分に行き渡らない場合があることも考えられ、建築主等が早い段階から情報を適切に伝達し、地域と円滑な意思疎通を図る機会を確保することが重要であると認識しています。

そのため、今後は、建物の新築や改修、用途変更などの際に、外国人や外国資本の企業等

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

の建築主と地域との対話を促すリーフレットなどのコミュニケーションツールの在り方や、必要な情報を分かりやすく伝達するための方法などについて、具体的な検討を進めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 危機管理室長。

（危機管理室長杉光邦彦さん登壇）

○危機管理室長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の第2、地域の防災力強化のための取組についてお答えいたします。

地域の防災力の強化を図るためにには、発災時に起こり得る事態をイメージする力が重要であり、それを伸ばすためには、防災に関する知識を身につけることが必要です。区では、これまで地域住民に対し、家庭内の備蓄の取組など、様々なテーマを設定した講座や防災資機材の取扱いなどの訓練を行い、災害時の備えや対応について、知識や技能の啓発を行ってまいりました。今後も写真や動画を活用しながら、地域の実情や世代に合わせるなど、防災出前講座の内容を充実させてまいります。

また、避難所運営訓練については、ゲーム感覚の要素を訓練に取り入れるなど、より身近に災害対策を自分事として捉え、自助・共助の行動へとつながるような工夫を行うことにより、地域の防災力の強化に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 区民部長。

（区民部長前田幹生さん登壇）

○区民部長（前田幹生さん） 私から、ご質問の第3、町会への関心を高める町会案内誌の作成についてお答えいたします。

まちの成り立ちや特徴、防災、通学区域といった町会に関する様々な情報を冊子に集約するという視点は、区民の皆様が自らの地域に誇りと愛着を持ち、町会への関心を高める上で効果的であると認識しています。区では、町会活性化のため、地区町会連合会ごとの特色や町会活動を分かりやすく紹介した町会案内チラシを作成して、町会の役割など、情報を発信しています。また、防災地図を全戸配布しているほか、区公式ホームページによる通学区域表など、それぞれの目的に特化した情報を提供しているところです。

議員ご提案の案内誌の作成は、区民の皆様の利便性向上につながる一方で、情報が多岐にわたるため、その正確性の維持や更新の必要性、そして、町会からの情報収集・提供への協力体制の確保など、案内誌の有用性も含めて慎重に考えてまいります。

今後とも町会活動のさらなる活性化に向け、支援を継続してまいります。

○議長（石川義弘さん） 6番中村謙治郎さん。

（6番中村謙治郎さん登壇）（拍手）

○6番（中村謙治郎さん） つなぐプロジェクト、都民ファーストの中村謙治郎です。私から

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

は、大きく2点、区長に対して一般質問をさせていただきます。

まずは、地域防災力のさらなる向上について伺います。

災害から住民の生命を守るために、避難訓練の質を高め、平常時から実効性のある支援体制を構築していくことが不可欠です。特に高齢者、障害者、妊婦、難病患者、外国人など、避難行動に特別な支援を要する人々に対して、現実的かつ具体的な対応が求められています。こうした要支援者への対応は、地域全体の防災力を高める上で極めて重要な視点です。しかしながら、現状では様々な課題が山積しており、制度面、運用面の両面で支援体制の整備が十分とは言えません。

現在の避難行動要支援者名簿制度においては、平常時には見守りと声かけ、災害時には安否確認と避難支援という限定的な役割にとどまっているほか、避難所到着後の支援体制などが整備されていないため、支援の流れが分断されるという構造的な課題があります。例えば、妊婦、高齢者、障害者、医療機器使用者などの属性ごとに必要な支援内容をまとめたマニュアルが未整備であることに加え、平常時からの情報共有体制や訓練なども不十分です。実際の災害時には倒壊対応や避難誘導が優先されるあまり、要支援者への支援が後回しになることも懸念されます。加えて、トイレ介助の体制、避難所内の配置、電源確保、医療機器対応など、実務的な課題も依然として改善の途上にあります。

また、要支援者名簿の提供についても、要支援者本人の意思によって、民生委員と町会での取扱いが異なることもあります。情報共有が円滑に行われないという実情や、地域によっては名簿の存在自体が十分に認識されていないといった課題も指摘されています。また、多くの町会では、名簿が町会長個人によって管理されており、その不在時には指揮や情報活用が滞るリスクも否定できません。しかしながら、要支援者名簿については、不用意に活用すれば個人情報の漏えいといったリスクを伴うため、慎重な取扱いが求められるというジレンマも存在します。

現在、町会による名簿の取扱いに関しては、105町会が名簿所有に関する協定を区と提携している一方で、残る93町会では、平常時には名簿が提供されていません。それらの町会では、災害発生時に初めて名簿が手元に届くという運用となっており、平時の訓練や準備が困難な状況にあります。このように、災害時の混乱期に実際に使ったことのない名簿を初めて活用しなければならないという現状は、支援の遅れや混乱を招くおそれもあるのだと考えています。

こうした中、区では、令和5年度より、西三筋、駒形、金杉仲通の3町会において、避難行動要支援者名簿活用訓練がモデル的に実施されており、地震や水害を想定した実動訓練が行われています。この取組は実効的な支援体制を築く上で非常に有意義であり、今後もマンパワーが確保しやすい地域から順次広げていくことが全地域への波及効果を高める上でも重要だと感じています。

これらの課題を名簿を共有するか否かといった二項対立で捉えるのではなく、要支援者支

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

援をいかに実効性あるものとするかという本質的な視点で再整理することが必要なのではないでしょうか。そのためには、まず、要支援者をカテゴリー別に整理し、それぞれに必要な支援内容を具体的な対応マニュアルとしてまとめ、自主防災組織や避難所運営委員会に広く共有していくことなど、区ができるところから実施していただきたいと思っています。

また、ケアマネジャー、民生委員、自主防災組織、避難所運営委員会といった支援主体が平時から定期的に集い、地域内にどのような要支援者が存在し、どの場面でどのような支援が求められるのかを確認し合うことにより、災害時に直結する実践的な連携体制を構築するべきです。

以上のように、名簿の活用方法や情報共有体制の整備、避難所運営における支援の具体化、そして、実効性ある訓練の推進という観点から、地域防災力を高めるための取組を進めていく必要があると考えています。

そこで、区長に伺います。多様な要支援者への支援体制を強化し、地域全体の防災力をさらに高めていくために、平時から関係主体との連携強化や訓練の充実をどのように図っていくのか、所見を伺います。

2点目の質問になります。デジタル社会における高齢者支援のさらなる充実について伺います。

高齢者がスマートフォンを安心して活用し、社会とのつながりを保ちながら学び続けられる環境の整備は、現行の高齢者対策において、極めて重要な課題です。現在、社会全体で急速にデジタル化が進む中、スマホを使いこなせないことが、行政手続だけでなく、最新情報の取得や日常生活の利便性の面でも不利益を生じさせ、結果として社会参加の妨げにもなっています。

また、スマートフォンは、キャッシュレス決済やネットショッピングによる生活負担の軽減、ビデオ通話による交流の維持、電子書籍や動画講座による生涯学習の拡充など、高齢者の暮らしを豊かにする大きな可能性を持つツールでもあります。こうした可能性を十分に生かすには、スマホの基礎的な検索を学ぶ場だけでなく、習得後により安全かつ効果的に使えるようになる次のステップを区として体系的に用意していく必要があります。

谷中コミュニティ委員会では、定期的に高齢者向けのスマホ教室を開催しており、参加者からは、生活が便利になった、外出の楽しみが増えたなど、喜びの声が多数寄せられています。当初は基本操作が中心でしたが、現在では台東区公式LINEの登録、防災アプリや警視庁の防犯アプリ、デジポリスの活用、さらには、ゲームアプリを使った広告の仕組みや危険性の理解など、応用的な内容にも取り組んでいます。また、区が実施する竜泉福祉センターいきいきテラスのスマホ相談会も、個別相談の場として高い評価を受けています。

しかしながら、多くの高齢者が、基礎は学んだけれど、その後スマホをどう活用していくか分からぬという課題に直面しています。10月から台東区が施行している健康アプリの使い方やプライバシー設定、広告対策など、実生活で直結する応用的な内容を深める機会は、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

まだまだ十分とは言えません。

さらに、スマホを使えるから安全に使いこなせるへのステップも大切です。スマホをより有効に利用していただくためには、ネットリテラシーを学び、トラブルや詐欺から身を守る力を身につけていただくことが必須であります。高齢者が安心してデジタル社会に参加できるよう、基礎と応用を連動させて学べる環境整備が欠かせません。

区では、今後も介護予防の取組として、かがやき長寿ひろば事業を全区展開していくと聞いております。その中で、基礎を終えた方を対象としたステップアップ講座などを実施し、関心やニーズに応じたテーマ別の学びを体系的に提供していくことは極めて有効だと考えます。また、フレイル予防体操教室の参加者などへの聞き取りやアンケートを通じて、ニーズを丁寧に把握し、講座内容に反映させることも重要です。

そこで、区長に伺います。デジタル社会における高齢者支援を推進するため、介護予防事業のさらなる充実について、区として今後どのように取り組んでいくのでしょうか、区長の所見を伺います。

私の一般質問を以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

危機管理室長。

（危機管理室長杉光邦彦さん登壇）

○危機管理室長（杉光邦彦さん） 私から、ご質問の第1、地域防災力のさらなる向上についてお答えいたします。

区では、これまで避難行動要支援者の手引きの配布や防災指導者講習会などを通じて、町会、民生委員に対し、避難行動要支援者名簿の活用の周知に努めてまいりました。災害時に名簿を活用し、迅速な支援を行うためには、安否確認や避難の方法を事前に把握しておく必要があり、平時から地域及び関係機関で情報共有を行うことが重要であると認識しています。引き続き、町会と民生委員との意見交換を進めるとともに、介護事業者等関係機関との連携について、先行する自治体を参考に取組を進めてまいります。

また、発災時の避難支援を的確に行うためには、訓練の実施が重要です。今年度、総合防災訓練では、介護事業者の協力を得て、要支援者の安否確認や情報共有の訓練を実施したところです。今後は、町会単位の訓練や避難所運営委員会の開催時において、発災時の初動対応等のモデル訓練を基に、実地訓練の実施を働きかけるなど、地域防災力のさらなる向上に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 福祉部長。

（福祉部長三瓶共洋さん登壇）

○福祉部長（三瓶共洋さん） 私から、ご質問の第2、デジタル社会における高齢者支援のさらなる充実についてお答えいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

DXが急速に進行する中、スマートフォンは、社会生活を送る上で欠かせないツールとなっています。このため、区では、デジタルディバイドの解消に向け、スマートフォンの操作に不慣れな高齢者を対象に、まずは、その利便性を実感していただくことを目的として、スマートフォン相談会を開催しています。

今後は、各所事業を通じてニーズを把握し、行政機関の提供するアプリやキャッシュレス決済の活用、デジタルリテラシーの理解促進なども含め、日常的な使用に資するテーマ別の講座をかがやき長寿広場事業において実施してまいります。

引き続き、高齢者が気軽に学べる環境を整え、高齢者のデジタル利用の格差解消に努めることで、日常生活における外出機会の創出や地域活動への参加促進など、介護予防の推進を図ってまいります。

○議長（石川義弘さん） 8番高橋えりかさん。

（8番高橋えりかさん登壇）（拍手）

○8番（高橋えりかさん） 台東むすびの会の高橋えりかです。私からは、めぐりんの持続的・安定的な運行について、新たな観光戦略としてのアニメツーリズムについて、台東区公式キャラクターによるシティプロモーションについての3点伺います。

まず最初に、めぐりんについて伺います。

現在、台東区のコミュニティバスめぐりんでは、運転手不足による減便が続き、区民の生活移動の安定性が揺らいでいます。荒川区のコミュニティバスさくらは、本年3月に一部路線が廃止となりました。荒川区議会議員の方からお話を伺ったところ、さくらバスは京成バスによる完全な自主運行であり、区は、運行判断に対する決定権も公費投入もありませんでした。運転手不足と赤字が重なり、企業判断で撤退が決まり、区が継続を求めて、覆すことができなかったとのことです。廃止後は、再開を求める陳情が繰り返し提出されていると聞きました。区として関与の薄い仕組みでは、区民の日常の移動を守ることができない、まさに、このことを象徴する事例だと受け止めています。

一方、台東区のめぐりんは、事業者との協定によって共同しながら運行しており、荒川区とは仕組みが異なります。区も運行経費の一部を負担し、リスク分散を図っています。しかしながら、運転手不足という根本課題は共通して存在しています。区の関与があるからこそ守れる、同時に、今、手を打たなければ守れない、その両方の危機感が生じています。

台東区は、狭隘道路や観光地特有の交通量など、運転難度が高い地域です。都バスでも減便が起きているように、公益的に運転手の確保が困難になっています。区民の方からは、減便で通院の時間が読めなくなった。荷物を持って歩くのがつらく、めぐりんだけが頼りといった、切実な声が数多く寄せられています。

特に高齢の方からは、1本減っただけで生活が成り立たなくなるという声もいただいており、歩行や移動に課題のある方々への影響の大きさを改めて感じています。

路線バスが減るという事実は、数字以上に区民の生活へ直結する問題です。だからこそ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今必要なのは、路線、ダイヤ、車両の在り方まで含めて、一度全てを白紙に戻し、めぐりん全体の仕組みそのものをゼロから組み直す、ゼロベースの再設計だと考えています。

人口構造が変化し、観光、生活、福祉の移動ニーズが複雑化している今、従来の延長ではなく、未来の台東区にふさわしい交通体系へとかじを切る時期に来ていると考えています。

また、小型EVバスは、運転負担の軽減、整備費の縮小、燃料費のほぼゼロ化などの利点があり、A I オンデマンド交通と組み合わせれば、需要に合わせて効率的に運行でき、利用が少ない時間帯にもバスが走り続ける、いわゆる空気輸送を減らし、乗っている時間帯にしっかり便を確保することで、運行の効率化にも寄与します。結果として、限られた車両や運転手を必要な時間帯に集中させることができます。台東区の地形や回遊性を踏まても、段階的導入の検討は現実的です。

そこで伺います。運転手不足、減便の現状を区としてどのように認識しているか。小型EVバスやA I オンデマンド交通など、将来の見直しについてどう考えているか。運転手の処遇改善に区としてどのように協力していくか。以上3点、区長のお考えをお聞かせください。

次に、新たな観光戦略としてのアニメツーリズムについて伺います。

台東区は、浅草、上野、谷中、蔵前など、文化資源の密度が非常に高く、外国人観光客は既に多く訪れています。だからこそ、今後は国内の若年層、ファミリー層へのアプローチに大きな伸び代があります。

全国では、アニメ、漫画、ゲームといったポップカルチャーを活用したアニメツーリズムによって地域経済を動かす成功例が相次いでいます。そして、実は、本区にも相性のいい資源が既に複数存在しています。東京藝術大学裏門前の「ブルーピリオド」のマンホール、かっぱ橋道具街の「さらざんまい」のマンホールと郵便ポスト、上野公園に東京都が設置したポケモンマンホール、通称ポケふた、これらは既にS NSを中心に、聖地巡礼スポットとして人々を動かしています。マンホール蓋1枚で人は動き、ラッピングバス1台で人は旅をします。これはデータでも証明されていますが、私自身おたくでもあるので、実感を持って断言することができます。

アニメツーリズムは、単に作品ファンを呼ぶだけではありません。地域の飲食店、商店街、体験型店舗への来客を増やし、その後のリピーター化にもつながる地域経済の起爆剤です。特に台東区は、歩いて回遊しやすいという地形的な強みがあり、聖地巡礼との相性は都内でも飛び抜けています。蔵前から浅草、上野、谷中まで、徒步での回遊動線がはっきりしていることは、アニメツーリズムの導入効果を最大化する条件がそろっていると言えます。また、商店街の方からも、若い世代の新しい来客層に来てほしいという声を多くいただきますが、アニメツーリズムは、まさにその世代の交差点をつくる仕組みでもあります。

全国でもアニメツーリズムの成功例は多数あります。埼玉県久喜市では、「らき☆すた」が聖地巡礼により大きな経済効果を生んだとされています。静岡県沼津市では、「ラブライブ！サンシャイン！！」によって関係人口が大幅に拡大しました。さらに、台東区ともろも

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ろの分野で交流のある茨城県筑西市でも、「アイドルマスター」とのコラボ企画が大成功しています。花火大会やスタンプラリー、記念グッズなどで全国からファンが訪れ、地域経済の活性化に大きく寄与したと言われています。今年10月に行われた筑西市の花火大会には私も伺わせていただきましたが、「アイドルマスター」とのコラボレーション花火は本当にすばらしく、ファンの方々の熱気もすごいものでした。こうした身近な自治体でも成果が出ているという点で、非常に参考となる事例です。

そして、今まさに上野の森美術館では、シティーハンター40周年大原画展が開催中です。私自身「シティーハンター」好きとして、とても感激しています。こうした期間限定で台東区と関わっているコンテンツを逃さず活用するということもアニメツーリズムの本質です。アニメツーリズムは、区内の路地裏や商店街にも光を当てる、歩く観光であり、回遊性を最大限に引き上げる効果があります。さらに、これは冒頭のめぐりんとも自然につながります。

台東区は、おもちゃ、キャラクター産業と縁が深い地域で、株式会社バンダイやエポック社など、区ゆかりの企業が生み出してきたキャラクター文化は、全国的な認知と多大な影響力を持っています。めぐりんの車両をこうした区ゆかりの企業、キャラクターで期間限定ラッピングできれば、移動の足であるだけでなく、そのバスに乗りに来てもらえる観光資源へと転換できます。

例えば、エポックさんが誇るシルバニアファミリーは、私も幼少期から大好きで、今も集め続けているコンテンツですが、子供から大人までファン層が非常に広く、親子連れ、女性層にも強い訴求力があります。また、バンダイさんが生み出したたまごっちは、現在リバイバルブームが再燃しており、乙世代、親世代、さらには海外ファンまで巻き込む、極めて高い集客力を持つコンテンツです。こうした台東区の地場企業がつくってきたキャラクターを生かすことは、地元産業の発信にもつながり、区民、観光客双方にメリットのある取組です。

また、車内アナウンスを台東区ゆかりの声優、俳優、はなし家さんに依頼するなど、乗りたくなる、撮りたくなる、拡散したくなる交通へと進化させることも可能です。キャラクターには著作権や商標権があり、安易に使用できないことは十分理解しています。しかし、台東区と深いご縁のある企業が編み出したキャラクターであれば、企業側にも地域貢献の思いがあり、共同の余地は決して小さくないと考えています。

そこで伺います。アニメ、漫画、ゲームなどのポップカルチャーを活用したアニメツーリズムを本区の観光戦略の新たな柱として本格的に推進すべきと考えますが、いかがでしょうか、区長の所見を伺います。

最後に、台東区公式キャラクターによるシティプロモーションについて伺います。

台東区のキャラクター、台東くんは、地元企業バンダイさんが台東区への思いから製作してくださった、大変貴重な存在で、区としても幅広く活用してきました。一方で、商標はバンダイさんが保有しているため、行政広報、観光施策、デジタル媒体などで、区としてタイムリーに使いたい場面に対応しにくいケースがあります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私は、台東くんを否定するものではありません。むしろ、価値を大切にした上で、台東区が自由に使える公式キャラクターの在り方を再整理すべきだと考えています。台東区には新仲見世の新にやかちゃん、オレンジ通りのオレンテくんなど地域のキャラクターはありますが、区の顔として長期育成する公式キャラクターは不在です。

そこで、私は、次のステップでのキャラクター創出を提案します。区民からのアンケート、子供たちからの意見の募集、一般公募によるキャラクター案の募集、その後にバンダイさんやエポックさんなど、区ゆかりの企業と協働してのデザイン監修。さらに、私は、ゆるキャラだけに限定せず、アニメ調のデザインや既存の人気キャラクターを台東大使として活用する方法も可能性があると考えています。ただし、既存キャラの場合、著作権制約が台東くんと同じ構造になる懸念もあるため、独自キャラの自由度と既存キャラとの協働、両方を視野に整理することが重要だと考えています。

そこで伺います。台東くんの現状の精白も踏まえ、台東区が自由に使える公式キャラクターを新たに創出する考えはあるのか、区長のお考えをお示しください。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（石川義弘さん） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） ご質問の第1、めぐりんの持続的・安定的な運行についてお答えいたします。

まず、運転手不足、また減便の認識についてです。

現在の各業界における運転手不足は、本当に深刻な状況であり、運転手の労働時間の改善や、あるいは公休日の拡充を図り、また、離職を防止していく必要があると認識しています。本区においても、やむを得ない対策として、めぐりんの減便を実施しました。

次に、小型EVバスやAIオンデマンド交通など、将来的なめぐりんの見直しについてです。

小型EVバスは、二酸化炭素の排出削減による環境負荷の低減に資するものですが、現時点では航続距離に課題があると考えています。また、AIオンデマンド交通については、1名の運転手が同時に輸送できる人数が限られるため、めぐりんと比較して輸送効率や運賃の面などで課題があると考えています。

今後とも、現在運行しているめぐりんの安定運行に尽力するとともに、技術の進展を注視してまいります。

次に、運転手の待遇改善に関する区の協力についてです。

区は、これまでめぐりんの減便による労働時間削減や事業者が実施する運転手の採用活動への協力のほか、給与水準の向上のため、運行負担金、これを増額することで運転手の待遇改善に努めてまいりました。引き続き、運行事業者の要望を聞きながら、運転手の安定確保

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

につながるよう、処遇改善に協力してまいります。

今後とも区民の皆様の主要な移動手段の一つとして定着しているめぐりんを持続的・安定的に運行できるよう、必要な対策を実施してまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 文化産業観光部長。

（文化産業観光部長上野守代さん登壇）

○文化産業観光部長（上野守代さん） 私から、ご質問の第2、新たな観光戦略としてのアニメツーリズムについてお答えいたします。

区では、フィルムコミッション事業を通じてアニメーション作品を含む映画、テレビなどの映像媒体のロケ地や舞台地を地域観光資源として情報発信等を行い、観光旅行を誘致するコンテンツの一つとしてプロモーション活動を行っています。アニメーション作品の活用としては、かっぱ橋を舞台とする作品で、郵便ポストやマンホールの設置、探訪マップの作成をするほか、マンホールカードについては、好評のため増刷して配布しています。また、他地域の作品では、スタンプラリーの開催や浅草文化観光センターでの複製原画展を催すなど、機会を捉えて取組を進め、ファンを誘客し、回遊性向上を図ってまいりました。

今後も多彩な観光魅力の創出のため、区を舞台とする作品で、連携できるものについては積極的に活用し、観光スポットの創設や新しいファン層の獲得に努めてまいります。

私からは以上です。

○議長（石川義弘さん） 企画財政部長。

（企画財政部長関井隆人さん登壇）

○企画財政部長（関井隆人さん） 私から、ご質問の第3、台東区公式キャラクターによるシティプロモーションについてお答えいたします。

現在区では、区内民間企業との協定に基づき、様々な分野で台東くんを活用しており、その使用に際しては、議員ご指摘のとおり、一定の手続が発生しますが、特段支障がないものと認識しています。

公式キャラクターについては、実際のイメージアップや観光PRなどにおいて、有効な手法の一つであると考えていますが、一方で、自治体の象徴的存在となることから、その意匠、目的、活用方法等について、様々な観点から検討する必要があります。また、公式キャラクターを作ることで台東くんとの使い分けや区民からの認知が分散し、PR効果が限定的となるなどの課題も想定されます。

今後、公式キャラクターを扱う他自治体の運用状況なども情報収集しながら、導入効果等について研究してまいります。

○議長（石川義弘さん） 以上で一般質問は終了いたしました。

○議長（石川義弘さん） おはかりいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

「教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方について」を本日、追加日程第1として追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、本件については、本日の追加日程第1として追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1を議題といたします。

（鈴木事務局長朗読）

追加日程第1

7台総総第1153号

令和7年12月3日

東京都台東区議会議長 石川義弘 殿

東京都台東区長 服部征夫

教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方について（依頼）

台東区教育委員会委員垣内恵美子の任期満了による後任者として、令和7年12月18日付で次の者を委員に任命いたたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、貴議会の同意を得る必要があるので、よろしくお取り計らいくださいと願いいたします。

記

東京都葛飾区四つ木1丁目 岩永 章

○議長（石川義弘さん） 本件について、提案理由の説明を求めます。

区長。

（区長服部征夫さん登壇）

○区長（服部征夫さん） ただいま上程されました教育委員会委員の任命に伴う区議会の同意方についてご説明を申し上げます。

本案は、本年12月17日をもって教育委員会委員としての任期が満了を迎えます垣内恵美子の後任者の任命について、議会の同意をお願いしようとするものであります。

垣内氏は、平成25年12月に委員に任命されて以来、3期12年にわたり本区の教育行政の進展に多大な功績を上げられました。長年にわたるご尽力に対し、心より感謝を申し上げます。

私は、垣内氏の後任として、新たに岩永章氏を任命したいと存じます。

岩永氏は、昭和55年4月、江戸川区立篠崎中学校教諭に奉職をされ、以降、江戸川区立東葛西中学校校長、台東区教育委員会指導課長、早稲田大学大学院教育学研究科客員教授などを歴任し、現在は台東区研修支援専門員を勤めておられます。

私は、岩永氏の教育者としてこれまでのご功績と教育に対する熱意を高く評価し、教育

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

委員会委員として最適任者であると考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき提案をいたします。

本案につきましては、何とぞご同意を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川義弘さん） 以上で、提案理由の説明は終了いたしました。

おはかりいたします。

本件については、提案どおり同意することに決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、本件については、提案どおり同意することに決定いたしました。

議事の都合上、暫時休憩といたします。

午後 4時39分 休憩

午後 5時10分 開議

○議長（石川義弘さん） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

休憩中、企画総務委員会及び区民文教委員会が開会され、企画総務委員会議案審査報告書及び区民文教委員会議案審査報告書が提出されました。

おはかりいたします。

「企画総務委員会議案審査報告書」及び「区民文教委員会議案審査報告書」を本日の追加日程第2から第7として追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、本件については、本日の追加日程第2から第7として追加し、議題とすることを決定いたしました。

追加日程第2を議題といたします。

なお、日程朗読のうち、委員会報告書の委員長名及び議長名の朗読は省略いたします。

（鈴木事務局長朗読）

追加日程第2 企画総務委員会議案審査報告書

本委員会に付託された次の議案は、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定しました。

第96号議案 東京都台東区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
令和7年12月3日

企画総務委員会委員長 太田 雅久

台東区議会議長 石川 義弘 殿

○議長（石川義弘さん） 本件については、起立により採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告を省略することとし、委員会報告書どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川義弘さん） 起立多数であります。よって、本件については、委員会報告書どおり決定いたしました。

○議長（石川義弘さん） 追加日程第3を議題といたします。

(鈴木事務局長朗読)

追加日程第3 企画総務委員会議案審査報告書

本委員会に付託された次の議案は、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定しました。

第97号議案 東京都台東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正す

る条例

令和7年12月3日

企画総務委員会委員長 太田 雅久

台東区議会議長 石川 義弘 殿

○議長（石川義弘さん） 本件については、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告を省略することとし、委員会報告書どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石川義弘さん） 起立多数であります。よって、本件については、委員会報告書どおり決定いたしました。

○議長（石川義弘さん） 追加日程第4を議題といたします。

(鈴木事務局長朗読)

追加日程第4 企画総務委員会議案審査報告書

本委員会に付託された次の議案は、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定しました。

第100号議案 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月3日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

企画総務委員会委員長 太田 雅久
台東区議会議長 石川 義弘 殿

○議長（石川義弘さん） 本件については、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

本件については、委員長報告を省略することとし、委員会報告書どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石川義弘さん） 起立多数であります。よって、本件については、委員会報告書どおり決定いたしました。

○議長（石川義弘さん） 追加日程第5から第7までを一括して議題といたします。

（鈴木事務局長朗読）

追加日程第5・第6 企画総務委員会議案審査報告書

本委員会に付託された次の議案は、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定しました。

第98号議案 東京都台東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第99号議案 東京都台東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例

令和7年12月3日

企画総務委員会委員長 太田 雅久
台東区議会議長 石川 義弘 殿

追加日程第7 区民文教委員会議案審査報告書

本委員会に付託された次の議案は、慎重審査の結果、原案を可決すべきものと決定しました。

第101号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和7年12月3日

区民文教委員会委員長 本目さよ
台東区議会議長 石川 義弘 殿

○議長（石川義弘さん） おはかりいたします。

本件については、いずれも委員長報告を省略することとし、委員会報告書どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石川義弘さん） ご異議ないと認めます。よって、本件については、いずれも委員会報告書どおり決定いたしました。

○議長（石川義弘さん） これをもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

午後 5時15分 散会